

令和 2 年 第 3 回

千 早 赤 阪 村 定 例 会  
会 議 録

令和 2 年 9 月 2 日 開会

16 日間

令和 2 年 9 月 17 日 閉会

千 早 赤 阪 村 議 会

令和2年第3回千早赤阪村議会定例会会議録（第1号）

1. 招集年月日

令和2年9月2日

2. 招集の場所

千早赤阪村立保健センター 三階議事堂

3. 出席議員

1番 田中博治

5番 千福清英

2番 関口ほづみ

6番 藤浦稔

3番 井上浩一

7番 山形研介

4番 田村陽

4. 欠席議員

なし

5. 署名議員

7番 山形研介

2番 関口ほづみ

6. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村長 南本 斎

住民課長 池西 昌夫

教育長 栗山 和之

健康福祉課長 尾谷 浩

総務課長 日谷 順彦

健康福祉課  
健康担当課長 西口 美和

会計管理者兼  
税・債権担当課長 北浦 信行

観光・産業振興課長 菊井 佳宏

人事財政課長 中野 光二

施設整備課長 下休場 健司

地域戦略室長 赤阪 秀樹

教育課長 森田 洋文

7. 職務のため議場に出席した者の職氏名

局長 植木 朋子

主査 石橋 成元

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

日程第4 議案第47号 千早赤阪村手数料条例の改正について

日程第5 議案第48号 令和2年度千早赤阪村一般会計補正予算（第7号）

日程第6 議案第49号 令和2年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算  
（第2号）

- 日程第 7 議案第 5 0 号 令和 2 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算  
(第 1 号)
- 日程第 8 議案第 5 1 号 債権の放棄について
- 日程第 9 報告第 5 号 令和元年度健全化判断比率について
- 日程第 1 0 報告第 6 号 令和元年度資金不足比率について
- 日程第 1 1 議案第 5 2 号 令和元年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定につ  
いて
- 日程第 1 2 議案第 5 3 号 令和元年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出  
決算認定について
- 日程第 1 3 議案第 5 4 号 令和元年度千早赤阪村介護保険特別会計歳入歳出決算  
認定について
- 日程第 1 4 議案第 5 5 号 令和元年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計歳入歳  
出決算認定について
- 日程第 1 5 議案第 5 6 号 令和元年度千早赤阪村下水道事業特別会計歳入歳出決  
算認定について
- 日程第 1 6 議案第 5 7 号 令和元年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計歳入歳  
出決算認定について

午前10時00分 開会

○田中議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は7名でございます。定足数に達しておりますので、令和2年第3回千早赤阪村議会定例会を開会いたします。

まず初めに、南本村長より御挨拶がございますが、村長に対しましては、発言中はマスクを外すことを許可いたします。また、議員の皆様にも長く発表される方がおいでになりますので、その際はマスクを外すことを認めますのでよろしくお願い申し上げます。

では、南本村長。

○南本村長 皆様おはようございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日、令和2年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスにつきましては、幸いにも村内での感染者は1名のままで何とか踏みとどまっておりますが、いつ、誰が感染してもおかしくない状態でございます。

こうした中、9月は防災月間として大雨や台風、地震などの自然災害に備えた対応を同時並行で行っていかねばなりません。所信表明でも申し上げましたが、庁内の組織体制そして危機管理室を設置し、危機管理の強化を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、今回に提案してあります案件でございますが、条例改正が1件、補正予算が3件、債権放棄が1件、報告案件が2件、そして決算認定が6件、計13件の議案でございます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○田中議長 次に、8月26日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

井上議会運営委員長。

○井上議会運営委員長 それでは、報告いたします。

去る8月26日に開催いたしました議会運営委員会におきまして、今期定例会の上程予定議案についての審議方法を審査いたしましたので、御報告申し上げます。

まず、本日の付議案件は、議事日程のとおり、議案第47号から議案51号の5議案、財政指標の報告2件、議案第52号から議案第57号の決算認定6議案の13議案でございます。

審議方法につきましては、議案第47号から議案第51号までの5議案は、村長の提案理由の後、所管の常任委員会に付託することに決しております。

次に、報告第5号から議案第57号までの報告2件及び決算認定6議案を一括議題とし、監査結果の報告、報告第5号及び報告第6号の財政指標の報告を行い、議案第52号から議案第57号の6議案について、村長の提案理由及び総括質疑の後、決算特別委員会を設置して審議することに決しております。

なお、今期定例会の会期は本日9月2日から9月17日までの16日間と決しておりますので、併せて御報告を申し上げます。

以上でございます。

○田中議長 ありがとうございます。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○田中議長 議事日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、7番山形議員、2番関口議員を指名いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月2日から17日までの16日間といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日9月2日から17日までの16日間と決しました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第3、諸報告に入ります。

南河内環境事業組合議会の田村議員から、組合議会定例会の経過報告がございました。

田村議員。

○田村議員 それでは、令和2年第2回南河内環境事業組合議会定例会の御報告をさせていただきます。

令和2年8月11日、第2回南河内環境事業組合議会定例会が開催されました。つきまして、その内容の御報告を申し上げます。

本会議前に議員全員協議会が開催され、議会運営委員長から委員会の開催結果として、提出議案の取扱いや会期など確認事項の報告がございました。また、事務局から第1清掃工場火災事故の状況及び再発防止対策などについて説明がございました。

本会議では、開会冒頭、本年2月14日に逝去されました故武田勝玄前河南町長に対し黙祷がささげられた後、以下の提出議案が審議されました。順に申し上げますと、1、報告第1号副管理者の異動については、まず島田智明河内長野市長が本年8月3日付にて引き続き組合副管理者に、また森田昌吾河南町長が本年3月30日付、田中祐二太子町長が本年4月18日付、南本斎千早赤阪村長が本年の7月16日付にて、それぞれ組合副管理者に就任された報告でございました。

2、報告第2号組合議会議員の異動については、河内長野市から浦山宣之議員、桂聖議員、峯満寿人議員が、河南町から野村守議員が新たに選出された報告でございました。

3、選挙第1号組合議会副議長の選挙については、前副議長の辞職により副議長が欠員となっておりましたので、指名推選により河南町選出の野村守議員が副議長に選出されました。

4、同意案第1号南河内環境事業組合の監査委員議会選出の選任につき同意を求めることについては、河内長野市選出の浦山宣之議員を議会選出監査委員に選任するもので、提案のとおり同意されました。

5、承認第2号職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについて、承認第3号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについて、承認第4号臨時的任用職員の賃金に関する条例を廃止する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについての3件は、会計年度任用職員制度の導入に伴う条例の改廃であり、いずれも本年3月30日付専決処分されたものを一括上程され、3件とも承認されました。

6、承認第5号令和2年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第1号）の専決処分につき承認を求めることについては、令和2年6月4日の第1清掃工場粗大ごみ処理施設の火災事故に伴い、現在当該施設が停止していることから、一日も早い粗大ごみの処理の再開に向けて令和2年7月17日付専決処分したもので、補正の内容は復旧更新工事費5億4,362万円を増額し、併せて地方債を補正するものであり、原案どおり承認されました。

なお、この議案に関する主な質疑及び要望は以下のとおりでございました。

専決処分したことの理由について質疑があり、現在粗大ごみ処理施設が停止していることから、一日も早い施設の再開、適正処理を行うよう専決を行ったとの答弁があり、意見、要望として、今後は臨時議会の開催等議会に対する認識、位置づけを改めるように要望されました。

また、再発防止対策について質疑があり、1点目は施設内での対策として、火災検知器、散水ノズル、監視カメラの増設等火災防止設備を増強すること。

2点目は、火災の原因となるものの搬入をなくす対策として、住民の方々に分別、適正処理の御協力をお願いする等との答弁があり、一日も早い施設の復旧の要望がございました。

また、歳入の市有物件、災害共済金について減価償却が進んでいるため、少額であることに対する今後の補填の考え方について質疑があり、現在建物総合損害共済に加入しており、その内容は建物については復旧額が全額保険金として支払われるが、据付け期間につきましては施設建設が昭和61年竣工であるため最終残価率20%が適用され全額保険対象とならないことから、今回更新する設備につきましては、耐用年数を初年度とし、算定されるよう再度申込をする予定であるとの答弁があり、保険においてこのような場合の自己負担が今後軽減されるよう要望がございました。

7、議案第3号南河内環境事業組合資源再生センター基幹的設備改良工事請負契約締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、三菱重工・環境化学エンジニアリング株式会社関西支店と契約金額8億6,076万1,000円で請負契約を締結するもので、原案のとおり可決されました。

なお、この議案の議決方法はし尿処理の事件ということで、組合同規約第9条の特別議決の方法により可決されました。具体的には、まず河内長野市を除く5市町村の議員による採決後、全議員による採決にて可否を問うという2段階の流れでございます。

8、議案第4号令和2年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第2号）については、歳入歳出それぞれ2,160万8,000円を追加し、総額を40億6,903万3,000円とし、併せて債務負担行為を追加するもので、原案のとおり可決されました。

補正の内容は、本年4月1日付の人事異動等に伴います人件費の補正、火災事故に伴い粗大ごみを処理する仮設の破砕機等の賃貸借料の計上。また、債務負担行為の補正として、清掃工場からフェニックス処分場への灰の残滓運搬処理業務量についての追加でございました。

9、監査報告第2号例月出納検査の結果報告については、監査委員から令和元年度1月から5月分及び令和2年度4月から6月分の例月出納検査の結果が報告され、特に問題はなかったとのことでした。

10、認定第1号令和元年度南河内環境事業組合一般会計歳入歳出決算については、歳入総額24億359万9,419円、歳出総額22億8,442万2,286円の決算に

ついて、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付されたもので、原案のとおり認定されました。

なお、施設の安全、安定的な運営をするための新型コロナウイルス感染症防止の取組について質疑があり、平成21年3月策定の国の新型インフルエンザ対策ガイドラインに基づき、職員に感染対策を指示するとともに緊急事態宣言下では職員のテレワークによる2班交代勤務制の実施など、不測の事態においても事業が継続できるよう対策を講じてきたとの答弁があり、引き続き職員一丸となり組合が担っている責務を果たせるよう要望がございました。

11、議案第5号第1清掃工場粗大ごみ処理施設火災事故復旧更新工事請負契約締結については、招集告示後の令和2年8月5日に仮契約を締結されたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例が以上の規定に基づき追加で議案が上程されたもので、日立造船株式会社と契約金額4億7,158万1,000円で請負契約を締結するもので、原案のとおり可決されました。

以上、簡単ではございますが、これをもちまして令和2年第2回南河内環境事業組合議会定例会の報告とさせていただきます。

○田中議長 御苦労さまでございました。

続きまして、大阪広域水道企業団議会の井上議員から臨時会の経過報告がございました。  
井上議員。

○井上議員 大阪広域水道企業団議会7月臨時会について報告いたします。

去る7月10日に議員全員協議会が行われ、臨時会招集日の内定、監査結果の報告、提出予定議案の説明があり、続いて理事者からの報告3件を受けました。その後、議員派遣や今後の開会日程の報告、議会運営に係る確認事項、前任期議会からの申し送り事項の説明がありました。

臨時会は7月21日に行われ、先に2回目の全員協議会を行い、続いて本会議が開催されました。出席者は企業長と理事者12名、議員31名で行われ、議席の指定、議長、副議長の選挙が行われ、議長は阪南市の中谷議員、副議長は豊能町の永谷議員が選出されました。

続いて、会議録署名議員の指名、会期の決定、企業長挨拶の後、諸報告として例月現金出納検査結果の報告がされました。

次に、議案として第1号報告令和元年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書報告の件、第2号報告令和元年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書報告の件が説明され、質疑が行われました。



最後に、浄水施設の調査を目的とした企業団議員派遣の件については、10月に守口市の庭窪浄水場で実施することが決まりました。

なお、この臨時議会の後、議員定数等調査委員会が立ち上げられ、8月18日に委員会が招集され、今後アンケート調査を行い協議されていく予定です。

以上で企業団議会の報告といたします。

○田中議長 御苦労さまでございました。

以上で諸報告を終わります。

~~~~~

○田中議長 議事日程第4、議案第47号千早赤阪村手数料条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第47号提案理由。

議案第47号は、千早赤阪村手数料条例の一部改正についてでございます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号通知カードの再交付に係る手数料を廃止するとともに租税特別措置法施行令の改正に伴う所要の改正を行うものでございます。

議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 議案第47号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第5、議案第48号令和2年度千早赤阪村一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第48号提案理由。

議案第48号は、令和2年度千早赤阪村一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ2億5,491万3,000円を追加いたしまして、予算総額を43億9,112万7,000円とするものでございます。

主な内容ですが、地方創生臨時交付金により実施する新型コロナウイルス対策関係経費等の補正でございます。

議決賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 議案第48号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会及び文教建設常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第6、議案第49号令和2年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第49号提案理由。

議案第49号は、令和2年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ40万4,000円を追加いたしまして、予算総額を8億9,581万9,000円といたすものでございます。

主なものにつきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、収入減少など影響を受けた被保険者の保険料を減免し、減免した保険料の財源として国庫支出金や府支出金などを増額するものでございます。

診療施設勘定につきましては、歳入歳出をそれぞれ440万円を追加いたしまして、予算総額3,531万1,000円といたすものでございます。

主なものにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、国保診療所の改修工事費に係る増額によるものでございます。

議決賜りお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 議案第49号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第7、議案第50号令和2年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第50号提案理由。

議案第50号は、令和2年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ800万8,000円を追加いたしまして、予算総額を2

億4,676万8,000円とするものでございます。

主な内容ですが、下水道使用料の徴収業務委託料の精算に伴う大阪広域水道企業団への事務委託料28万円及び突発による緊急工事に伴う工事請負費等772万8,000円を増額するものでございます。

財源につきましては、下水道使用料及び一般会計繰入金を充てるものでございます。

議決賜りますようよろしくお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 議案第50号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、文教建設常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第8、議案第51号債権の放棄についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第51号提案理由。

議案第51号は、債権の放棄についてでございます。

本議案は、平成28年度金剛山の里ツーリズムビューロー観光推進事業交付金返還金の債権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 議案第51号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、文教建設常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第9、報告第5号令和元年度健全化判断比率についてから、議事日程第16、議案第57号令和元年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの報告2件及び決算認定6議案を会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

監査委員を代表して監査結果報告をお願いいたします。

千福監査委員。

○千福議員 それでは、令和元年度監査報告意見書を報告させていただきます。

令和元年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算、健全化判断比率、資金不足比率及び定額資金の運用基金について、去る令和2年8月3日、4日、5日に提出を受けた書類に基づき審査を行いました。

なお、監査委員の合議により以下の意見を付します。

## 1、令和元年度歳入歳出決算。

一般会計。

歳入総額は、33億7,400万円、対前年度比4億3,600万円の減少。一方、歳出総額は33億4,700万円、対前年度比3億5,700万円の減少となっている。差引き額は2,700万円の黒字額であり、翌年度へ繰り越すべき財源700万円を控除した実質収支額は、財政調整基金を1億5,000万円取り崩したことによる2,000万円の黒字であり、単年度収支額は6,600万円の赤字額となっている。決算収支の状況としては、良好とは言えない数値を示している。

次に、歳入総額の構成割合の主なものは、村税14.7%、地方交付税42.5%、村債12.1%である。村債の減少は、ESCO事業、災害復旧事業、借換債等充当した借入額の減による。歳入内訳のうち、地方交付税や村債及び国、府の支出金の依存財源による歳入内訳のうち、依存財源の歳入総額に占める割合は72.6%と自主財源の27.4%を大きく上回り、今後も依存財源に頼る財政運営になっていくと考えられるので、国庫支出金や府支出金の特定財源の確保に努められたい。

次に、対前年度と比較した歳入総額の主な増加については、地方譲与税、森林環境譲与税の創設400万円、地方特例交付金、子ども・子育て支援臨時交付金等400万円、地方交付税4,500万円、府支出金、認定子ども園設立に伴う補助金等7,200万円、諸収入、B&G海洋センター改修に係る補助金等2,300万円等である。

減少につきましては、村税200万円、自動車取得税交付金500万円、分担金、負担金1,300万円、国庫支出金5,600万円、寄附金2,900万円、繰入金2億3,100万円、繰越金5,700万円、村債1億8,800万円等である。

一方、歳出総額の主な増額につきましては、民生費1億2,800万円、衛生費3,700万円、農林水産業費1,200万円、商工費3,100万円、土木費4,900万円、消防費2,500万円、教育費1億3,600万円等である。

減少については、総務費5億8,500万円及び災害復旧費1億4,900万円、公債費3,800万円等である。

次に、財政状況については、財政力指数が0.293であり、前年度の0.309と比較して0.016悪化した。また、財政構造の指標である経常収支比率は94.1%と前年度の88.5%と比べて5.6ポイント悪化した。これは人件費、扶助費、公債費等義務的経費の増加によるものである。

以上のとおり、収支のバランスの悪化と義務的経費の増加による経常収支比率の急激な悪化が示すように財政構造の悪化、硬直化が進んでいる。

予算執行につきましては、今年度の補正予算、予備費の充当及び予算の流用等の状況を見ると、補正予算を編成した回数が昨年度と同様13回と多い。予備費の充当についてはおおむね適正に執行されているが、充当額の76%、61%を不用とした節が見られる。予算の流用については多数見られ、充当受後ほかの科目に流用している状況も見受けられた。当初予算編成に当たってはこれを綿密に行い、補正予算、予備費の充当、予算の流用を安易に行わないようにするとともに、予算執行の管理に努められたい。

基金の取崩しについては、基金条例に基づき取崩しを行い、住民の満足度を高める施策や事業に取り組まれているが、ふるさと応援基金の取崩し充当事業の配分額を見ると、その基準が不明確と思われる。充当順位、充当額の決定については慎重に行われたい。基金の取崩しに当たっては、基金の設置目的に沿う事業計画を策定し、計画的な基金活用を行われたい。

基金の運用につきましては、基金は過去の貴重な税金を主な財源として積み立て、将来のまちづくりや福祉の向上のために充当する目的を持っているので、基金の積立てや取崩しは計画を持って運用されたい。

既存施設の大規模改修事業につきましては、現有施設の大規模改修については存続か廃止か、また存続する場合規模を縮小するか統合するか等、住民の利用状況等を慎重に検討し、今後の財源見通しを立て、財政収支の健全化が保てる財政計画を策定し、取組を進められたい。

本村は今後も当面人口の減少や高齢化、少子化が続くと思われる。このような現象に伴い、村税、地方交付税の一般財源が減少していく傾向にあると考えられる。財政力指数は年々低下し、経常収支比率は平成26年度以降上昇しており財政の硬直化も進んでいる。今後の行政サービスとまちづくりに村民が満足できる施策展開を図るためにも、中・長期的な財政見通しを立て、健全財政が維持継続できるよう努められたい。

## 2、特別会計。

国民健康保険特別会計、事業勘定につきましては、歳入総額は8億5,200万円で対前年度比6,300万円の減少であり、一方、歳出総額は8億4,100万円で対前年度比4,600万円の減少となり、歳入歳出差引額は1,000万円の黒字となっているが、単年度収支額は1,800万円の赤字である。

予算現額と収入済額の差額は7,700万円の減少である。この主なものとしては、府支出金7,400万円の減少、基金繰入金3,200万円の減少、繰越金2,700万円の増加となっている。

一方、予算現額と支出済額の差額、不用額は8,700万円で、この主なものとしては

保険給付費 8, 000 万円の減少、予備費 600 万円の減少となっている。

収支としては、前年度からの繰越金 2, 800 万円によって均衡が保たれている。

繰越金は財政調整基金に積み立て、今後の国保財政のため、保険給付費の年度途中での増加に対応したり、被保険者の保険料の急激な上昇を抑える等、調整財源に使用することを検討されたい。

なお、本村の保険料は大阪府の標準保険料に比較して低く設定されているが、令和 6 年度からはさらに高い保険料に統一される。住民の抵抗なく村の保険料をどのようにして大阪府の保険料に収れんしていくのか。その場合、財政調整基金の活用を考えるなど、今から検討する必要がある。

国民健康保険特別会計、診療施設勘定。

歳入総額は 3, 100 万円、対前年度比 100 万円の減少。一方、歳出総額は 3, 100 万円、対前年度比 100 万円の減少となり、均衡の取れた決算額になっているが、これは収支不足額 1, 800 万円を一般会計から繰り入れたことによるもので、特別会計としての独立採算にはなっていない。

診療施設の管理運営は指定管理者制度により行っており、診療所の受診者数は 4, 380 人であるが、平成 29 年度以前の受診者数に近づくよう指定管理者としての経営努力を求めること。

過去に借り入れた公債残額が 3, 800 万円あり、その借入利率は 2. 8% と 3. 4% と高率である。毎年 600 万円の償還が今後 6 年間続くことになっているが、一括償還をし、診療施設勘定特別会計への将来の財政負担を軽減することを検討されたい。

介護保険特別会計。

歳入総額は 6 億 200 万円、対前年度比 5, 000 万円の減少。一方、歳出総額は 5 億 8, 900 万円、対前年度比 5, 300 万円の減少となっている。歳入歳出差引き額は 1, 400 万円の黒字額であり、単年度収支額も 300 万円の黒字額である。

歳入については、予算額と収入済額に大きな開きはない。歳出については、保険給付費 1, 200 万円の不用額が出ているが、全体としては収支均衡の取れた執行となっている。

介護給付費準備基金の積立額は 3, 000 万円の積立てを行い、今年度末現在高は 1 億 5, 300 万円となった。令和 3 年度からの第 8 期介護保険事業計画策定において、中・長期運営を円滑に行うための財源としての基金の活用を図られたい。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額は 1 億 1, 200 万円、対前年度比 200 万円の増加。一方、歳出総額は 1 億 1, 100 万円、対前年度比 200 万円の増加

となり、収支均衡の取れた決算額になっている。

今後、ともに後期高齢者医療の対象になる被保険者は増加傾向にあると考えられるので、後期高齢者医療の被保険者と特に今後被保険者になる対象者の健康面に力を入れた一般行政における健康寿命を基本とした施策の充実を図り、中・長期的な財政運営に努められたい。

下水道事業特別会計につきましては、歳入総額は2億2,200万円、対前年度比200万円の減少。一方、歳出総額は2億2,200万円、対前年度比200万円の減少となり、収支均衡の取れた決算額となっている。これは一般会計からの繰入金1億100万円の援助があったもので、特別会計としての独立採算が取れていない。

下水道事業債現在高10億8,200万円。今年度の公債費の元利償還額は1億1,800万円。これは歳出総額の52.88%に当たる。一方の財源として、下水道使用料は4,500万円で経常的管理経費の大半が一般会計からの繰入金で補填している状況にある。

なお、下水道料金で維持費プラス資本費を賄っている割合は、令和元年度が32.73%であり、平成20年度の59.03%から年々低下している状況を認識し、今後水洗化の進め方については公共下水道整備と合併処理浄化槽整備の費用対効果を検討し、未水洗化区域の整備手法について検討されたい。

金剛山観光事業特別会計につきましては、歳入総額は5,800万円、対前年度比2,000万円の減少。一方、歳出総額は5,000万円、対前年度比2,000万円の減少。歳入歳出差引き額800万円は翌年度へ事業繰越しの財源としたので、実質収支額は100万円の赤字額となっている。

金剛山ロープウェイは、駅舎の耐震強度不足により平成31年3月15日以降運行を休止し、8月31日をもって指定管理者との協定を解除した。香楠荘についても、同日指定管理協定を解除し休館状態になっている。

次に、健全化判断比率であります。算定の基礎に用いられている金額が正確であることを確認し、健全化判断比率の審査を行った。

財政の健全化に関する比率。

実質赤字比率は、実質収支額が1,995万6,000円の黒字額で問題なし。

連結実質赤字比率。連結実質収支額が4,339万5,000円の黒字額で問題なし。

実質公債費比率は7.8%で、早期健全化比率の25%から見て問題なし。

将来負担比率は、将来負担額52億587万4,000円。充当可能財源額56億7,457万2,000円。将来負担額に対して充当可能財源等が4億6,869万8,000

0円多く問題なし。

資金不足比率は、資金不足は発生していない。

定額資金の運用基金につきましては、基金、役場内簡易郵便局郵便切手等購入基金であります。基金の額は60万円。基金の運用期間としまして、令和元年10月31日から令和2年3月31日までの間。切手等の購入額215万7,387円。切手類等の販売額157万4,780円であります。

基金60万円を活用して、延べ26回にわたり販売に問題のない切手類等の購入を行い、基金を効果的に運用しているとともに、切手類等の保管状況も適正に行われている。

以上、運用基金は適正に管理され、効果的に運用しています。

以上であります。監査報告を終わります。

○田中議長 ありがとうございます。

次に、報告第5号令和元年度健全化判断比率について及び報告第6号令和元年度資金不足比率についての報告を求めます。

南本村長。

○南本村長 報告第5号、報告第6号報告理由。

ただいま一括上程されました報告第5号及び報告第6号は、令和元年度健全化判断比率並びに資金不足比率の報告についてでございます。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告いたすものでございます。

内容につきましては担当より説明しますので、よろしくお願い申し上げます。

○田中議長 詳細説明を中野人事財政課長。

○中野人事財政課長 それでは、報告第5号令和元年度健全化判断比率及び報告第6号令和元年度資金不足比率について御説明を申し上げます。

まず初めに、報告第5号の令和元年度健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、議会への報告と公表が義務づけられております4指標について御説明を申し上げます。

それぞれの指標におきまして、赤字がない場合または算定されない場合につきましては、横バーで表示しております。また、下段括弧内の数字につきましては、早期健全化基準を記載しております。

それでは、それぞれの指標の監査結果を説明いたしますので、3枚目の裏面、総括表②を御覧ください。

まず、実質赤字比率でございますが、これは一般会計を対象とした実質赤字額の標準財



政規模に対する比率でございまして、令和元年度の算定結果はマイナス1.02となりました。これは、実質収支額が黒字となったことによるものでございます。

次に、連結実質赤字比率でございしますが、これは一般会計のほか特別会計を含む全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございまして、全会計とも赤字がなく、算定結果は右下でございしますが、マイナス2.7となっております。

実質赤字比率、連結実質赤字比率ともにマイナス算定となっておりますので、前ページの総括表①では、実質赤字比率と連結実質赤字比率は横バーと表示してございます。

次に、4枚目の総括表③実質公債費比率でございします。これは、地方債の元利償還金や一部事務組合等が地方債に充てたと認められます部分の負担金等の財政標準規模に対する比率でございまして、過去3年間の平均をもって指標とするものでございします。令和元年度単年度の比率としましては7.66332で、表の中段右端にあります平成29年度から令和元年度の3か年平均の算定結果としましては7.8%となり、昨年度の3か年平均8.5%より0.7%改善をいたしております。

なお、実質公債費比率が18%以上の場合は起債発行の許可団体となり、25%以上の場合は早期健全化団体となりますが、本村では基準内となっております。

最後のページの総括表④将来負担比率は、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございまして、地方債の残高、公営企業会計の地方債の元金に充てる一般会計からの繰入金の見込額、また退職手当の将来負担見込額などを計算したもので、算定結果としましてはマイナス27.7%となり、前ページ総括表の①の将来負担比率では横バーと記載してございます。早期健全化の基準が350%となっておりますので、これにつきましても基準内でございます。

結果としまして、4指標いずれの比率につきましても、早期健全化の基準を超えなかったということでございます。

続きまして、報告第6号令和元年度資金不足比率について御説明を申し上げます。

これは、公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率でございします。下水道事業特別会計、金剛山観光事業特別会計のいずれの公営企業につきましても資金不足が発生しておらず、資金不足比率は算定されないことから、いずれも横バー表示となっております。

以上、簡単ですが説明といたします。

○田中議長 これより報告第5号及び報告第6号に対する質疑に入ります。

田村議員。

○田村議員 報告第5号の将来負担比率についてお伺いしたいんですけど、こちらは過疎債の取扱いというのは、この場合はどういうふうに扱うのかお伺いいたします。

○田中議長 中野課長。

○中野人事財政課長 過疎債につきましても、起債残高の中に含まれてございます。ただ、過疎債につきましてもは交付税算入等がございますので、将来的な負担としてはその分は見込んでないということでもあります。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 つまり、この充当可能財源等のところに、将来過疎債で交付税交付金として算入される分っていうのは含まれてるんですか、含まれてないんですか。つまり、ここの将来負担比率で出てくるのよりも実際には負担は低くなると思っているのか、それともここのこの数値のままなのかというところです。

○田中議長 中野課長。

○中野人事財政課長 まず、地方債の現在高の中には過疎債も当然含まれてございます。それに伴いますここでの歳入につきましては、標準規模の算入見込額の中にも含まれておりますので、その分を差引きして、その差引きの残高が歳入であるということでございます。

○田村議員 分かりました。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 これにて質疑を終結いたします。

次に、議案第52号から議案第57号の決算認定6議案について提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 歳入歳出決算認定についてでございます。

ただいま一括上程をされました議案第52号から議案第57号の6議案は、令和元年度千早赤阪村の一般会計及び特別会計5会計の決算認定をお願いするものでございます。

令和元年度の各会計の歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、去る8月3日、4日、5日の3日間にわたり決算審査をお願いし、8月5日に意見書の提出をいただきました。その結果につきましては、ただいま監査委員を代表として千福議員より御報告をいただいたとおりでございます。

細部につきましては、後ほど別冊の令和元年度決算概要実績報告書で説明をいたしますが、私のほうから総括的な説明を会計ごとに申し上げます。

まず、議案第52号一般会計歳入歳出決算でございます。

歳出決算額は、33億4,719万5,394円となりました。これらの財源としては、村税などの自主財源の確保に努めるとともに、国や府補助金、過疎対策事業債など財政支援制度を最大限活用しながら財源確保に努めた結果、歳入決算額は33億7,403万7,749円となり、歳入歳出差引き2,684万2,355円を翌年度へ繰越しをいたします。

決算収支の状況といたしましては、実質収支では黒字を堅持したものの、財政調整基金から1億5,000万円を取り崩すなど、単年度収支及び実質単年度収支は赤字となりました。自治体の財政状況を示す4指標に当てはめると、実質赤字比率や連結実質赤字比率は黒字決算のため該当せず、実質公債費比率は前年の8.5%から7.8%に改善されております。将来負担比率についても、前年度と同様マイナスになるなど本村の財政状況は現地点ではおおむね健全な状況となっております。しかしながら、村税などの自主財源は乏しく、地方交付税や国、府支出金などの依存財源に頼らざるを得ない状態が続いており、財政の硬直度を示す経常収支比率では94.3ポイントと前年度より5.8ポイント高くなっております。

今後の財政運営につきましては、職員の意識改革や行財政改革に取り組み、人材育成を行うなど村政運営を強化充実させ、持続可能な村政運営を行ってまいりたい所存でございます。

次に、議案第53号は、令和元年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算でございます。

事業勘定の歳入決算額は8億5,181万4,815円、歳出決算額は8億4,048万6,019円、歳入歳出差引き1,032万8,796円を翌年度へ繰越しをいたします。

施設勘定の歳入歳出決算額は、それぞれ3,136万2,438円でございます。

次に、議案第54号は、令和元年度千早赤阪村介護保険特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額は6億242万5,125円、歳出決算額は5億8,874万3,102円、歳入歳出差引き1,368万2,023円を翌年度へ繰越しをいたします。

次に、議案第55号は、千早赤阪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額は1億1,171万8,054円、歳出決算総額は1億1,139万1,732円、歳入歳出差引き32万6,322円を翌年度へ繰越しをいたします。

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療といった村民の皆様の健康に関わる3つの特別会計につきましては、保険料、国、府補助金や法令で定められた財源をもって事業を推進し、おおむね健全な運営ができたと考えております。

次に、議案第56号は、千早赤阪村下水道事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入歳出決算額は、それぞれ2億2,237万3,296円でございます。

次に、議案第57号は、千早赤阪村金剛山観光事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額は5,764万4,837円、歳出決算額は5,007万3,094円、歳入歳出差引き757万1,743円を翌年度へ繰越しをいたします。

下水道事業及び金剛山観光事業の2つの特別会計につきましては、使用料や地方債、赤字補填を含む一般会計からの繰入金をもって収支を維持いたしました。

以上、議案第52号から議案第57号までの6議案、一般会計と特別会計5会計の令和元年度歳入歳出決算認定につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○田中議長 これより6議案に対する総括質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 日本共産党関口ほづみです。

私は、令和元年度、2019年度決算審議に当たって、総括質問を行います。

まず、令和元年度村政運営について伺います。

令和元年度は、その前年、2018年度の台風被害による災害復旧が継続実施されてきました。地球温暖化による気候変動で、異常な豪雨が頻繁に起こり、村でも土砂災害や倒木による道路の寸断などで住民生活に影響を及ぼす危険があり、復旧工事の進み具合が気になるところです。9月の台風シーズンを前に、災害復旧がどこまで進んだのかお伺いいたします。特に、旧げんき保育園の園庭崩壊の復旧工事は現在中断された状態です。国、府との関係で作業は今後も予定どおり行えるのか心配される中、8月29日深夜の雨で土砂が流れ落ちているところもあり、下の園庭には土砂が増えています。住宅地内の村道も土砂流出と一緒に崩れてしまうのではないかとさえ心配いたします。こうした状況で、これまでの工事計画でいいのか、あるいは抜本的な見直しが必要になっているのか、また翌年度に繰り越しての工事は可能なのかなど、今後の見通しなどについて御答弁ください。

次に、村はこの間、弁当屋の詐欺事件や職員の規律違反、住民との裁判など、これまで村が経験したことのない事件の対応に苦慮してきました。弁当屋の設置については、私は

当時事業者として御近所への挨拶もなく、小吹台にどのような要望があるのかなど、そうした調査も行われず、いきなり弁当屋開店に住民の不審があるなどと指摘してきました。

また、村としても小吹台には何が必要なのか、住民の意向調査などもなく手続を進めてきたこと、開店時はテレビなどでも報道されましたが、いきなり弁当屋の誘致に驚きの声があるなど、こうしたことも問題を指摘してまいりました。このような村政運営について、今後の村の村政運営の教訓にしていかななくてはならないと思います。

以上の事柄について一定のめどはついたのか、また今後の対応について御答弁ください。

次に、財政見通しについて質問いたします。

決算概要書では、資金不足を財政調整基金から1億5,000万円の取崩しにより黒字を堅持している。財政の硬直化は、新たな住民ニーズや社会情勢の変化に対応できなくなるおそれがあるとしています。これは、暗に住民の福祉や教育の施策を制限することを臭わせているようにも受け取れます。

一般財源の実質収支は、一昨年1億1,969万円から昨年の8,632万円、令和元年度は1,995万円と減少しています。一方、財政健全化判断比率では特に問題はなく、公債費比率は前年度の8.5から7.8へと好転しているのではないかと判断いたします。住民の福祉や教育、災害対策などは自治体の仕事として必要不可欠であります。住民の命と財産を守るために、村は今後どのように財源を確保し、将来の財政見通しを考えておられるのかお伺いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○田中議長 南本村長。

○南本村長 それでは、総括質問について御答弁申し上げます。

平成30年の台風24号により被災しました村道西峯学校線の災害復旧の進捗につきまして、調整池に崩落した土砂の撤去工事、本復旧工事の中断原因である湧水等の観測調査を実施いたしました。そのデータなどを基に現在大阪府を通じて、国と本復旧に向け協議を行っております。本復旧工事の再開と完成に向けて努めてまいります。

次に、弁当屋の詐欺事件についてでございますが、公正証書により毎月5万円を返金されていましたが、債務者の生活が困窮になったことなどにより返金が滞った状態でございます。その後、債務者本人が死亡されたため、連帯保証人である妻が出所した後、引き続き残りの債権交渉を行ってまいります。

また、職員による情報漏えい問題などについては、関係職員を処分するとともに、職員倫理規程の制定や研修の実施など、再発防止策を講じました。引き続き、住民の皆様から

の信頼回復に向け努めてまいります。

次に、今後の財政見通しについてですが、令和元年度の決算につきましては財政健全化判断比率はおおむね良好な指標を示しておりますが、財政力指数や経常収支比率は悪化しており、基金の取崩しによって収支均衡を図っている状態となっております。コロナ禍における経済活動の低迷や人口減少により本村のみならず全国的に厳しい状況にあり、交付税などへ影響も懸念され、今後も厳しい財政運営が続くものと予想されます。

自主財源の乏しい本村にとって、持続可能な行政運営を行っていくためにも、各事業の費用対効果を見極めながら、行財政改革に取り組んでいく必要があると考えております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 ほかにございませんか。

藤浦議員。

○藤浦議員 議席番号6番藤浦です。会派を代表して、事前通告でも示した総括質問について村長に対し要望がありますのでよろしくお願いします。

まずは初めに、令和元年度決算の評価は、また事業の見直しの体制についてですが、南本新村長は令和元年度決算をどのように評価されているのか伺います。臨時議会では、無駄を削減して財源を生み出すとの答弁であったが、事業の見直しはどのような体制で取り組むのか伺うものです。

次に、第5次総合計画策定業務の進捗ですが、第5次総合計画策定業務の進捗について伺います。それに村長の公約は織り込むのか伺います。

次に、新庁舎建設事業のスケジュールの見通しについてですが、臨時議会では新村長から新庁舎建設計画を見直すとの答弁がありました。見直すとなればスケジュールに大きな影響が出ることは避けられません。新庁舎建設スケジュールの見通しは、現状はどうなっているのか伺います。

次に、プレミアム付商品券事業の評価ですが、プレミアム付商品券事業に関して、購入引換券発行数の当初想定と実際の販売数にどの程度の違いがあったのか伺います。

次に、有害鳥獣対策協議会の活動ですが、有害鳥獣による農作物被害は村民を大いに悩ませているところだが、昨年スタートした有害鳥獣対策協議会は現在どのように機能しているのか進捗状況を伺います。

次に、道の駅委託事業の評価は並びに公募の進捗についてですが、社団法人ちはやあかさかから委託された道の駅ちはやあかさかを行政としてどのように評価されているのか、また現在はいまだ暫定営業の状態だが、本格営業に向けて公募の準備は進んでいるのか伺います。

最後に、行政評価の導入をについてですが、そろそろ予算編成の時期だと思いますが、次年度こそはしっかりと目標を定めた行政運営をすべきでは。P D C Aサイクルを機能させられる体制づくりを行うためには行政評価の導入が不可欠だと思われるが、行政のお考えを伺います。

以上、7項目について答弁をよろしくお願いします。

○田中議長 南本村長。

○南本村長 それでは、総括質問について御答弁申し上げます。

令和元年度決算の評価は、また事業の見直しの体制についてでございますが、令和元年度の決算につきましては、監査委員の意見書にもありますように、財政力指数や経常収支比率が年々悪化し、財政の硬直化が進んでおり、今後も厳しい財政運営が続くものと考えております。自主財源の乏しい本村にとって、持続可能な行政運営を行っていくためには各事業の費用対効果を見極めながら行財政改革に取り組んでいく必要があります、そのための組織機構の見直しを図ってまいります。

次に、第5次総合計画策定業務の進捗でございますが、村では令和3年から令和10年度までの8年間で計画期間とする第5次千早赤阪村総合計画の策定業務を令和元年12月から進めてまいりました。新年度からは、審議会や住民ワークショップ、関係団体とのヒアリングを進めていく予定をしておりましたが、新型コロナウイルス感染症により会議等の開催が難しい状況となりました。計画策定に当たっては、村民の皆様からの村づくりに関する御意見、提案をいただく機会を十分取る必要があることから、新型コロナウイルスの感染拡大状況を見極めた上で、アフターコロナの時代を見据えた総合計画を策定することが望ましいとの判断から、策定を1年延長したいと考えております。

また、一般的に総合計画は、首長の政策方針と整合を図る必要があることから、私の公約も盛り込んだ計画としたいと考えております。

次に、新庁舎建設事業のスケジュールの見直しでございますが、昨今のコロナ禍により経済状況が不透明な中、村の財政への影響が危惧されることから、村の基金は残していく必要があるとともに、アフターコロナの時代に新しい生活様式を取り入れた庁舎となっていることも重要であると考え、新庁舎建設については再検討していただく所信を述べさせていただきました。

今後のスケジュールにつきましては、庁舎建設検討委員会や庁舎建設特別委員会で御意見などをいただき、その上でなるべく早い時期にお示ししてまいりたいと考えております。

次に、プレミアム付商品券事業の評価でございますが、購入引換券の発行数につきまし

ては、低所得者対象者719人のうち申請があったのは148人、また子育て世帯主には68人、対象者全員に購入引換券を発行し、対象者全体の約27%に当たる216人に購入引換券を発行しました。また、販売冊数も1冊4,000円の商品券を3,500冊用意しましたが、554冊の販売と低調な結果となりました。全国的に申請が低調になった要因は、手続が複雑で負担感が大きかったほか、対象になった低所得者が申請に抵抗感を抱いて渋るケースが多かったと報じられております。本村においても同様の要因と考えられ、低調になったと考えております。

次に、有害鳥獣対策協議会は、現在どのように機能しているかについてでございますが、有害鳥獣対策協議会は平成23年に大阪府、JA大阪南、村内の農業委員会、実行組合長会、区長会などの関係機関で設立し、鳥獣被害対策を効率的に行うため、村鳥獣被害防止計画を策定し、鳥獣被害対策を講じている状況でございます。

令和元年度には鳥獣被害対策実施隊を結成し、イノシシを捕獲のために使用する箱わなや電気止め刺し等の備品を整備し、また見識を深めるための研修を実施いたしました。本年度も17名の実施隊員の応募があり、資質向上のための研修会や電気止め刺し機などを使っての現地講習などを行いました。箱わなの巡回や捕獲など本格的な活動を猟期1か月前の10月から行うため、実施隊員による箱わなの点検などを行っている状況でございます。

次に、一般社団法人ちはやあかさかくらすに委託した道の駅の評価並びに本格営業に向けての公募の状況についてでございますが、地域住民などからは廃材を積み上げている売店周辺を小ざれいにできないのかとの声はあるものの、出荷者の皆さんとの関係も良好で、観光客などから苦情もなく、売店の売上げも自己努力で増加傾向であり、村としましても一定評価しております。一方で、各種報告が期限内に提出されていないなど事務手続の処理において改善すべき点が見受けられます。本格営業に向けて、公募の状況については村長マニフェストの内容も踏まえ公募の条件整備について庁内議論をしている状況であり、遅れているのが実情でございます。御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、行政評価の導入をについてでございますが、第4次千早赤阪村総合計画推進の進行管理ですが、基本柱を実現していくために協働による村づくりを基本としながら、情報公開の推進のもと、PDCAサイクルにより政策における各事業の進捗状況とその成果を継続的に評価し、適正な進行管理を行うべく進めてまいりました。しかしながら、十分に機能が発揮できているとまでは言い難い状況です。御指摘のとおり、PDCAサイクルを機能させるため行政評価は必要であるの認識に変わりはありませんが、次期総合計画に合わせて費用対効果、評価目標の設定や実施方法の検討を行ってまいります。



以上、答弁といたします。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第52号から議案第57号までの6議案については、7人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第52号から議案第57号までの6議案については、7人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますが、本特別委員会は全員の議員をもって構成する特別委員会でありますので、議長からの指名を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議長からの指名を省略することにし、全員の議員を決算特別委員会委員に選任することに決しました。

次に、ただいま選任されました決算特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

ここで休憩に入ります。決算特別委員会の開催を願い、正副委員長の互選をお願いいたします。私の後ろの第2会議室でお願いいたします。

再開はこの時計で35分から行います。

午前11時28分 休憩

午前11時32分 再開

○田中議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の正副委員長の互選の結果を事務局長より報告させます。

事務局長。

○植木議会事務局長 御報告申し上げます。

決算特別委員会委員長に千福議員、副委員長に田中議員。

以上でございます。

○田中議長 以上のとおり互選されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じ、散会いたします。

なお、決算特別委員会は明後日9月4日の午前10時から開会いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

どうも皆さん御苦労さまでございました。

午前11時33分 散会

令和2年第3回千早赤阪村議会定例会会議録（第2号）

1. 招集年月日

令和2年9月17日

2. 招集の場所

千早赤阪村立保健センター 三階議事堂

3. 出席議員

1番 田中博治

5番 千福清英

2番 関口ほづみ

6番 藤浦稔

3番 井上浩一

7番 山形研介

4番 田村陽

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

|                    |       |                 |        |
|--------------------|-------|-----------------|--------|
| 村長                 | 南本 斎  | 住民課長            | 池西 昌夫  |
| 教育長                | 栗山 和之 | 健康福祉課長          | 尾谷 浩   |
| 総務課長               | 日谷 順彦 | 健康福祉課<br>健康担当課長 | 西口 美和  |
| 会計管理者兼<br>税・債権担当課長 | 北浦 信行 | 観光・産業振興課長       | 菊井 佳宏  |
| 人事財政課長             | 中野 光二 | 施設整備課長          | 下休場 健司 |
| 地域戦略室長             | 赤阪 秀樹 | 教育課長            | 森田 洋文  |

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名

|    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 局長 | 植木 朋子 | 主査 | 石橋 成元 |
|----|-------|----|-------|

7. 議事日程

日程第 1 議案第47号 千早赤阪村手数料条例の改正について（委員長報告）

日程第 2 議案第48号 令和2年度千早赤阪村一般会計補正予算（第7号）  
（委員長報告）

日程第 3 議案第49号 令和2年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算  
（第2号）（委員長報告）

日程第 4 議案第50号 令和2年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算  
（第1号）（委員長報告）

日程第 5 議案第51号 債権の放棄について（委員長報告）

日程第 6 議案第52号 令和元年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定につ

いて（委員長報告）

- 日程第 7 議案第 5 3 号 令和元年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 8 議案第 5 4 号 令和元年度千早赤阪村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 9 議案第 5 5 号 令和元年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 1 0 議案第 5 6 号 令和元年度千早赤阪村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 1 1 議案第 5 7 号 令和元年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 1 2 議案第 5 8 号 動産の取得について
- 日程第 1 3 議案第 5 9 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について
- 日程第 1 4 議案第 6 0 号 防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策後における予算の確保を求める意見書について
- 日程第 1 5 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について
- 日程第 1 6 庁舎建設特別委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 1 7 金剛山ロープウェイ等のあり方に関する特別委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 1 8 一般質問

午前10時00分 開議

○田中議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は7名でございます。定足数に達しておりますので、令和2年第3回千早赤阪村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日中の議会での発言される方については、マスクを外すことを許可いたします。

~~~~~

○田中議長 日程第1、議案第47号から日程第5、議案第51号までの5議案につきましては、9月2日の本会議において総務民生、文教建設所管の常任委員会に付託しております。

まず、総務民生常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について順次報告いただき、委員長報告に対する質疑を行います。引き続き、文教建設常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、1議案ごとに討論、採決を行います。

次に、日程第6、議案第52号から日程第11、議案第57号までの6議案につきましては、9月2日の本会議において決算特別委員会に付託しております。決算特別委員長より委員会の経過報告及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、1議案ごとに採決を行います。

それでは、議案第47号千早赤阪村手数料条例の改正について、議案第48号令和2年度千早赤阪村一般会計補正予算（第7号）の総務民生所管分、議案第49号令和2年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の3議案について、総務民生常任委員長の報告を求めます。

井上委員長。

○井上総務民生常任委員長 それでは、総務民生常任委員会報告をいたします。

去る9月2日の本会議において付託を受けました議案3件の審査を行うため、9月9日午前10時から、南本村長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに開催いたしました。

初めに、議案第47号千早赤阪村手数料条例の改正について、審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第47号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結

果、全員異議なく、議案第47号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号令和2年度千早赤阪村一般会計補正予算（第7号）の総務民生所管分の審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第48号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第48号の総務民生所管分は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号令和2年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第49号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第49号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録を御覧いただきたいと思っております。

以上で委員長報告を終わります。

○田中議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 これにて質疑を終結いたします。

続きまして、議案第48号令和2年度千早赤阪村一般会計補正予算（第7号）の文教建設所管分、議案第50号令和2年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第51号債権の放棄についての3議案について、文教建設常任委員長の報告を求めます。

千福委員長。

○千福文教建設常任委員長 それでは、文教建設常任委員会報告をいたします。

去る9月2日の本会議において付託を受けました議案3件の審査を行うため、9月9日、南本村長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに開催をいたしました。

初めに、議案第48号令和2年度千早赤阪村一般会計補正予算（第7号）の文教建設所管分の審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。こ

のような経過を経て、議案第48号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第48号の文教建設所管分は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号令和2年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第1号）の審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第50号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第50号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号債権の放棄についての審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第51号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第51号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録を御覧いただきたいと思っております。

以上で委員長報告を終わります。

○田中議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 これにて質疑を終結いたします。

これより議案第47号千早赤阪村手数料条例の改正についてに対する討論に入ります。  
討論される方ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第47号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第48号令和2年度千早赤阪村一般会計補正予算（第7号）に対する討論

に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第48号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第49号令和2年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第49号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第50号令和2年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算(第1号)に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。



本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第51号債権の放棄についてに対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第51号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

続きまして、日程第6、議案第52号令和元年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第11、議案第57号令和元年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計歳入歳出決算認定についての6議案を一括議題といたします。

それでは、議案第52号令和元年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定について、議案第53号令和元年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第54号令和元年度千早赤阪村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第55号令和元年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第56号令和元年度千早赤阪村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第57号令和元年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計歳入歳出決算認定についての6議案について、決算特別委員長の報告を求めます。

千福委員長。

○千福決算特別委員長 それでは、決算特別委員会報告をいたします。

去る9月2日の本会議において付託を受けました決算認定議案6件の審査を行うため、9月4日午前10時から、南本村長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに開催をいたしました。

初めに、議案第52号令和元年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定について、審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第52号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、賛成5人、反対1人となり、賛成多数であり、議案第52号については本会議において原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第53号令和元年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第53号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員賛成となり、議案第53号については本会議において原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第54号令和元年度千早赤阪村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第54号の質疑を終結した後、採決を行いました。採決の結果、全員賛成となり、議案第54号については本会議において原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第55号令和元年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行いました。このような経過を経て、議案第55号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員賛成となり、議案第55号については本会議において原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第56号令和元年度千早赤阪村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第56号の質疑を終結した後、採決を行いました。採決の結果、全員賛成となり、議案第56号については本会議において原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第57号令和元年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第57号の質疑を終結した後、採決を行いました。採決の結

果、全員賛成となり、議案第57号については本会議において原案どおり認定すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録を御覧いただきたいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○田中議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 これにて質疑を終結いたします。

これより議案第52号令和元年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定についてに対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

討論がございますので、まず原案に反対者の討論から賜ります。

関口議員。

○関口議員 議案第52号令和元年度千早赤阪村一般会計決算認定について、反対の立場で討論いたします。

令和元年度(2019年度)は、その前年の2018年度の台風被害から村民の生活が維持できるようにと、少ない職員数の中でも体制を強化し、災害復旧のために全力で取り組んできたことに対しては評価いたします。

一方、小吹台のげんき保育園のところの村道西峯学校線については、崩落や湧水による地下水位の調査などで工事の変更なども起こり、今年度に繰り越し、工事されているところです。地球温暖化による気候変動で異常な豪雨が頻繁に起こり、今後も土砂災害や倒木による道路の寸断などで住民生活に影響を及ぼす危険があります。引き続き、国、府と協議を重ね、復旧に全力を尽くされることを強く要望します。

村は、この間、弁当屋の詐欺事件や職員の規律違反、住民との裁判など、これまで村が経験したことのない事件の対応に苦慮してきました。弁当屋の設置について、私は当時事業者として周辺住民への説明や挨拶もなく、小吹台にどういう要望があるのかなども調査せず、いきなり弁当屋開店に住民の不信もあることなど指摘してきました。さらに、小吹台に何が必要なのか、住民の意向など村として調査することもなく、安易に手続を進めてきたことなども指摘をしてきました。このような村政運営が、村の不祥事を招いてきたのではないか、今後の村政運営を改善するための教訓にしていきたいと思います。

令和元年度予算には、消費税増税に関連する予算も執行されました。低所得者と3歳未満の子どものいる世帯へのプレミアム商品券の発行です。所得の低い家庭が、2万5,0

00円のプレミアム券を購入するために、2万円を支出できる余裕があるのか疑問がありました。また、子育て世帯の3歳未満のいる家庭に限定をされておりますが、中学、高校生を抱える世帯にも、またさらには国民全体に重税が重く増えることも指摘したところがございます。しかも、村内の店舗限定で、村内にはガソリンスタンド、喫茶店、そば屋など、ランチのできる店舗が数軒しかなく、肝心の食料品や日常生活品はほとんどなく、紙おむつなど購入できる店舗はありません。期限内に生活必需品など購入するのは難しいことも指摘してまいりました。結果、村では対象者の27%しか活用されず、事業費226万9,500円に対して、それに係る事務費が372万4,483円の実績となりました。消費税増税議論の中で、5兆7,000億円を国民から増税するために、6兆円の対策をばらまくという政府のやり方に批判がありましたが、村のプレミアム券でもそのことが顕著に表れました。さらに、キャッシュレスやポイント還元など、商店にとっても増税対応の準備に係る投資が必要で、廃業の危機も予想され、当時日本チェーンストア協会なども見直しを求めておりましたが、増税は実施されました。還元するくらいなら増税しないでほしい、これが大方の願いではなかったでしょうか。消費増税に対する見解を前村長に伺いました。村長は仕方がないの一言で、住民生活の実態や自営業者の負担の増など理解しておられないというのが私の実感でした。以上の理由、また村政運営や村長の政治姿勢に問題があり、令和元年度当初予算に反対してきたところです。

以上のことから、本決算についても認定できないものと表明して、討論といたします。

○田中議長 次に、原案に賛成者の討論を賜ります。

藤浦議員。

○藤浦議員 議案第52号令和元年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論いたします。

令和元年度一般会計の決算状況につきましては、村長の提案理由並びに担当課長等により説明を受けたところではありますが、厳しい財政状況の中においても限られた財源を活かし、各事業に積極的に取り組まれていることは喜ばしいことでもあります。特に、都市基盤整備としての村道整備や支障木伐採事業の補助、高規格救急車の更新や公私連携型認定こども園の開設など、地域住民の安全・安心な生活環境や福祉、教育の向上に努力をされており、私は一定の評価をいたすものでございます。今後も引き続き厳しい財政状況が続くと考えられますが、安定した行財政運営を目指すとともに、住民福祉の向上に努められますようお願いいたしまして、令和元年度一般会計歳入歳出決算の賛成討論といたします。

○田中議長 ほかに討論はございませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

賛否両論が出ておりますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成5名 反対1名)

○田中議長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

これより議案第53号令和元年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第53号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

これより議案第54号令和元年度千早赤阪村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第54号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

これより議案第55号令和元年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第55号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

これより議案第56号令和元年度千早赤阪村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第56号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

これより議案第57号令和元年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第57号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第12、議案第58号動産の取得についてを議題といたします。  
提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第58号提案理由。

議案第58号は、動産の取得についてでございます。

本議案は、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、700万円以上の動産の取得について議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由とさせていただきます。

○田中議長 詳細説明を日谷総務課長。

○日谷総務課長 それでは、議案第58号動産の取得について御説明いたします。

このたびの動産の取得につきましては、文部科学省が推進するGIGAスクール構想で示された端末整備を行うため、タブレットパソコンを購入するものでございます。

議案第58号を御覧いただきたいと思います。

1、取得する動産につきましては、村立小・中学校の児童・生徒が利用するタブレットパソコン200台でございます。

2の契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でございます。この指名競争入札につきましては13社を指名し、8月31日に入札を実施いたしました。同日、開札の結果、落札候補者について審査を行い、9月7日付で仮契約を締結をいたしております。

次に、3の取得金額につきましては、899万8,000円でございます。

次の4の取得の相手方につきましては、大阪府堺市中区深井水池町3207番地、株式会社岡本三昭堂、代表取締役森本薫でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

田村議員。

○田村議員 以前、小・中学校のパソコンの入替えの話があったと思うんですけども、今回のこの議案というのは、それとはまた別の議案でよろしいんですか。

○田中議長 森田課長。

○森田教育課長 昨年度に3分の1のパソコンを整備したところでございまして、今年度につきましてはG I G Aスクール構想の国策で前倒しをするということで、国の交付金をいただきながら残り3分の2を整備するものでございます。

以上でございます。

田村議員。

○田村議員 はい、分かりました。ありがとうございます。

ちょっとお聞きしたいんですが、幾つか、中学校の話なんですけど、中学校なんですけど、前ちょっと学校の先生にお伺いしたところ、パソコンが増えてプログラミング教育が進められていく中で、なかなかその対応っていうのは難しいというふうなお声をいただきまして、その点について行政として学校の先生方にどういった支援っていうのを考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○田中議長 森田課長。

○森田教育課長 現在、児童・生徒のパソコンを3分の1を整備したところでございまして、新学習指導要領に基づきますプログラミング教育を進める上で、パソコンを活用した授業っていう等々も必要になってくるかなあと考えております。中身につきましては、実際に今先生方、今後も含めてですけれど、どういう使い方がいいのかっていうことで、研修等々を進めているところでございまして、児童・生徒に多額の費用も投じますので、できるだけ最大限の活用をしていけるよう、先生方にも情報提供もしながら、また大阪府さん、ほかの関係機関も含めて連携をしながら、活用に向けて今現在検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 これまでも中学校のパソコン教室を整備されておられましたけども、やはりなかなか活用が進んでいないというのが実態、実情だと思います。ぜひせっかく今回多くのお金を使ってパソコンを導入するわけですから、しっかりと活用していただくのをよろしくお祈りしたいと思います。

以上です。

○田中議長 要望ですか。

○田村議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

関口議員。

○関口議員 今回、200台購入されるということで、13社を指名して、残り2社が入



札に参加したということだったと思うんですが、今回の入札については残りの2社でどういう状況で落札、つまり1回で落ちたんかとか、その辺の状況を教えていただきたいと思います。

○田中議長 日谷課長。

○日谷総務課長 今、先生、おっしゃってるとおり、13社指名いたしまして、2社で競争をしております。残りは事前に辞退をされております。入札の結果としては、1回の入札で契約者が決定したということでございます。

以上です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 6月5日の臨時議会におきまして、タブレットの国庫補助が900万円ついておりまして、それで予算を取ってるんですけども、それと関連するものでしょうか。

○田中議長 森田課長。

○森田教育課長 6月議会で、補正第6号で議決いただきました、今おっしゃったとおり900万円、小・中学校の200台分のパソコンの費用でございます。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 こういう入札のときって、予算はみんな分かりますけれども、最低価格っていうのは公表されるかと思うんですが、その点は最低価格幾らやったかというのを教えてください。

○田中議長 日谷課長。

○日谷総務課長 村の場合、主に指名競争入札という形でやってますけども、入札を執行するに当たっては、事前に予定価格と最低制限っていうのも説明して公表するんですけど、ただ最低制限価格については建設工事のみ設定しております。だから、今回は備品の購入であったり、こういう端末の整備に係る経費等々の業務委託等については、最低制限を設定はしていないという状況です。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 最低制限価格はこういうものについては設定しないということで、予算900万円に対して899万8,000円というね、本当に2,000円少ないだけのこと、1台にしましたら4万2,940円、タブレットにしたらこれぐらいなのかどうかも私は分かりませんが、2社のうち1社で、1回で2,000円の差で決まったというのは、あまりにもちょっと出来過ぎかなあというような感じはするんですけども、そ

これは私だけかどうか分かりませんが、その辺の状況というのは、もしお話できるようにでしたらお聞きしたいなあと思います。

○田中議長 森田課長。

○森田教育課長 今回の入札に関しましては、本日の動産の取得の分での提案と、そのほかネット回線の整備も併せてやっております。通信回線につきましては、大容量の通信に切り替えるということで、併せての入札ということで進めたところでございます。

それで、今御質問のほぼ予算どおりという御指摘でございますけれども、今回国が急遽前倒しして、日本国中児童・生徒に1人1台パソコンを整備するというので、そのための補助金、本年度限りでということで施策を打たれましたので、全自治体1人1台のパソコンを整備するという事になったわけでございます。実際、補助額につきましては、定額1台当たり4万5,000円という金額が示されまして、それに向けて業界各社さんです、もう4万5,000円の定額に合わせたGIGAスクール構想用のパソコンというのを設定をされたところでございます。やはり入札しますと、ほぼ1台当たり4万5,000円の入札であろうというのは、これは全国の自治体ともそういう想定はされておるといってございまして、やはり4万5,000円が高いか安いかっていうのは、それぞれの判断かなあと思うんですけども、ちなみに昨年度入札したパソコン3分の1につきましては、もう8万円超えてたというような状況でございますので、一定の企業努力も含めて安価では調達できたんじゃないかなあというふうに考えております。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 国の4万5,000円というそういう指示というか、それに基づいた結果だと思うんですけども。それで、今回コロナに関連しまして、地方創生臨時交付金が1次と2次で交付されました。今回、臨時交付金の中で、GIGAスクールの構想事業について、400万円が既に充当した分だということでこの間予算のときにお聞きしましたけれども、この400万円っていうのは今の900万円とは関係ないものなのかどうか、そのことだけ確認させていただきます。

○田中議長 森田課長。

○森田教育課長 今回のパソコンの本体とは別に、設定費用、あとソフトの使用費用等も含めまして1台当たり2万円程度かかりますので、その分につきまして今回の第2次の臨時交付金を活用して400万円に対して充当していくというものでございまして、機械本体の部分につきましては定額の4万、1台当たり4万5,000円っていうのは別の補助メニューになっております。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 改めて確認しておきますが、これは国のG I G Aスクール構想によるもので、この予算としては、900万円については全く村が負担することなしにいったということでよろしいですか。

○田中議長 森田課長。

○森田教育課長 全額国費で賄ってまいります。

はい、以上でございます。

○田中議長 いいですか。

○関口議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

井上議員。

○井上議員 パソコンを200台購入されたってということなんですけど、1人1台ということで、例えば故障やらした場合はどうなるんでしょう、代替機とかというのはあるんでしょうか。

○田中議長 森田課長。

○森田教育課長 基本的に、今後の児童・生徒の動向にもよりますけれど、今回200台調達して、一定予備機で数台はキープできるかなあというふうに考えておきまして、実際急遽故障した場合、代替機として使っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田中議長 井上議員。

○井上議員 故障をもしした場合、保証とかというのはどういう形になってるんでしょうか。

○田中議長 森田課長。

○森田教育課長 基本的にメーカー保証であれば1年ということではございますけれど、通常パソコンっていうのはスパン的に5年使用していくというところになろうかなあと思うんですが、あと残り4年につきましては、故障したときの修繕ということで、別途保証というような経費は、今現在は見込んでおりません。

以上でございます。

○田中議長 いいですか。

○井上議員 はい、ありがとうございます。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第58号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により、本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第58号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第58号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第58号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第13、議案第59号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

藤浦議員。

○藤浦議員 それでは、議案第59号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について。

上記の議案を別紙のとおり千早赤阪村村議会会議規則（昭和62年千早赤阪村村議会規則第1号）第13条の規定により提出します。

令和2年9月17日提出。千早赤阪村村議会議長田中博治殿。提出者、千早赤阪村村議会議員藤浦稔。賛成者、同じく関口ほづみ、賛成者、同じく井上浩一。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税、地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉、医療、教育、子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

1番、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保、充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2番、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

3番、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4番、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税、地方税の政策税制については積極的な整理合理化を図り、新設、拡充、継続に当たっては有効性、緊急性等を厳格に判断すること。

5番、特に、固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋、償却資産を含め断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特別措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和2年9月17日。大阪府南河内郡千早赤阪村議会。

以上です。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第59号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第59号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第59号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第59号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第14、議案第60号防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策後における予算の確保を求める意見書についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

井上議員。

○井上議員 議案第60号防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策後における予算の確保を求める意見書について。

上記の議案を別紙のとおり千早赤阪村議会会議規則（昭和62年千早赤阪村議会規則第1号）第13条の規定により提出します。

令和2年9月17日提出。千早赤阪村議会議長田中博治殿。提出者、千早赤阪村議会議員井上浩一。賛成者、千早赤阪村議会議員藤浦稔、賛成者、千早赤阪村議会議員関口ほづみ。

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策後における予算の確保を求める意見書。

近年の気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、着実な治水事業の推進に加えて、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者（国、都道府県、市町村、企業、住民等）が流域全体で行う治水、いわゆる流域治水へと転換を図り、施策や手段を適切に組合せて充実、加速化し、治水安全度を向上させていくことが必要である。

今年1月頃より発生した新型コロナウイルス感染症は、緊急事態宣言は解除になったものの、完全な終息には至っておらず、必要な対策を進めているところであるが、一方令和2年7月豪雨、先般発生した台風10号では、九州地方を中心とした大きな災害が発生するなど、自然災害は待つてはくれない。

このような中、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策をはじめとした国費を活用し、人命を守ることを最優先に、「逃げる」、「凌ぐ」、「防ぐ」施策を効率的に組み合わせた防災・減災対策にあっては、今後も継続的な取り組みが求められているところである。

よって、国におかれては、地方公共団体が取り組む防災・減災の取組を充実強化していくための必要となる予算、財源を安定的に確保し、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策後の予算措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和2年9月17日。大阪府南河内郡千早赤阪村議会。

以上です。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第60号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第60号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第60号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第60号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第15、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員会の井上委員長から閉会中に次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について調査を行いたいとの申出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第16、庁舎建設特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、庁舎建設特別委員会の藤浦委員長から閉会中に所管事務の調査を行いたいとの申出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第17、金剛山ロープウェイ等のあり方に関する特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、金剛山ロープウェイ等のあり方に関する特別委員会の山形委員長から閉会中に所管事務の調査を行いたいとの申出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

休憩に入ります。



11時10分より再開をいたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○田中議長 再開いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第18、一般質問に入ります。

それでは、第1番目の質問者、藤浦議員。

○藤浦議員 議席番号6番、藤浦稔です。議長通告に基づき、2問質問させていただきます。

1問目、下赤阪の棚田の活用について。

下赤阪の棚田については、平成29年度に、村立中学校敷地内を安全管理のためフェンスで囲い、敷地内の村道も一部廃止されました。棚田百選に認定されていることもあり、多くの観光客が訪れているが、消防分署横の駐車場から徒歩でないと行けない状況になっています。駐車場も6台分のスペースしかなく、シーズンには道路沿いに路上駐車が発生している状況です。車で棚田公園まで侵入してこられる観光客もいるが、不慣れな運転のため危険であり、農家の皆さんの車と対向するのも困難な状況になっています。村議会でも度々質問が行われており、担当課長からは、棚田は農家の皆さんがお米を作る大切な場所であるとの答弁を繰り返されてきたが、南本村長の考えも同様であるか、お伺いします。また、中学校第2グラウンドを駐車場として整備し、中学校敷地の周りに遊歩道を整備するなどの考えはないのか、これも南本村長に伺います。

2問目、大森地区における企業誘致について。

さきの臨時議会、8月20日において、総括質疑でもお伺いしましたが、大森地区の企業誘致について南本村長はどのように進めていく考えなのか、再度伺います。森屋大森地区については、国道309号河南赤阪バイパスの整備が進められたことを契機に、地元地権者等において大森地区まちづくり協議会が組織され、企業誘致に取り組んでこられたところです。平成18年、協議会設立後、十数年の月日が経過し、その間ホームセンターナフコなどの具体的な話があったものの、いまだ実現していないのが現状です。南本村長は、所信表明において、自らが先頭に立ち企業誘致を進めるとのことではありますが、どのように進めていかれるのか具体的な方策をお聞かせいただきたい。

また、所信表明では、企業誘致については、大森地区のみならず村内全域において可能性を探るなどの答弁でしたが、これまでの経過を踏まえ、大森地区での企業誘致を最優先として行政も取り組むべきではないのかと考えるが、南本村長の考えを伺います。よろし

くお願いします。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、南本村長。

○南本村長 下赤阪地区の棚田の活用について御答弁申し上げます。

平成11年7月に、下赤阪の棚田が農林水産省により日本の棚田百選に選定され21年が経過し、下赤阪の棚田の認知度は高まっていると思われます。先般、下赤阪棚田の会が実施された棚田の保全活動に私も参加させていただきましたが、棚田での農作業は平地に比べかなりの労力がかかることを改めて痛感いたしました。日本の原風景とも言われる美しい棚田の魅力を支えているのは、棚田を守る人々の絶え間ない人力によるあぜづくりや田植など、棚田での農作業を伝承しようとする農家の皆様の努力のたまものであります。棚田は観光資源である前に、農家の方がお米を作る大切な場所であることにもっと目を向ける必要があると考えます。農業者の高齢化や、担い手不足などによる遊休農地の増加など問題が山積していますが、大阪府とともに農家の皆様を引き続きサポートをしてまいります。

藤浦議員から御指摘いただきましたように、田植が終わった週末の晴天の夕方には、夕日が反射して映し出される景観は別世界のようで、多くの観光客やカメラマンが訪れることにより、道路沿いに路上駐車が発生している状況です。しかしながら、小学校第2グラウンドを駐車場として整備し、遊歩道を整備することなどについては多額の費用が必要であり、史跡内であることから現状は困難な状態でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

藤浦議員。

○藤浦議員 ただいま村長より、多額の費用が必要であり、現状では困難な状況という、私が想定したとおりの御答弁をしていただきました。中学校下の府道富田林五条線の危険箇所の改良工事であっても、文化財の規制により進展しない状況だと聞いていますので、駐車場整備、遊歩道などはより以上困難であると思っております。また、多額の工事費用が必要なことはある程度分かっています。それにもかかわらず、村長の公約には、棚田の存続を支援し、夢灯りを継続しましょうといいことばかり書かれているが、もちろん今すぐにはできないと思うが、あれもするこれもするではあまりにも無責任であると思えます。私は、この答弁を聞かれた村長支援者や棚田関係者の皆様は大変がっかりされるものと思えます。

そこで、棚田の存続の支援についてどのように考えているのか、再度村長にお聞きします。

○田中議長 再答弁を受けます。

南本村長。

○南本村長 村長マニフェストには、農林業の再生支援の一つとして棚田の存続を支援を記載していますが、村の棚田は下赤阪の棚田だけではなく、村内の農地の多くが棚田でもあります。農業の再生支援については、所信表明で述べさせていただきましたように、国、大阪府の補助事業を活用して、新たに農業を志す若者が共に農業を継続し、発展していけるシステム構築をするため、大阪府、JA大阪南と連携し、支援してまいります。

以上です。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

藤浦議員。

○藤浦議員 要望をお願いします。

農業を取り巻く環境は、担い手不足、耕作放棄地の増加など厳しい状況ではありますが、一時のにぎわいだけを求めるような単なるイベントを行うだけでなく、持続可能な農業施策に取り組んでいただきたい。下赤阪の棚田は、ほとんどの観光客は、棚田は観光地と思っているのではないかと。私がよく行く奈良県の宇陀市では、観光をされる皆様への大切なお願いとして、無断駐車や器物破損などもしないようにとマナーある行動をお願いするメッセージを発信されています。村も下赤阪の棚田をPRするだけではなく、農家の皆さんがお米を作る大切な場所であることを発信願います。また、中学校第2グラウンドの駐車場や遊歩道の整備ができないのなら、中学校から下赤阪の棚田や下赤阪城跡には行けませんなど分かりやすい看板の設置や、終始徹底を図っていただくことを要望しておきます。

以上です。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、南本村長。

○南本村長 大森地区における企業誘致について御答弁申し上げます。

藤浦議員が質問でおっしゃったとおり、大森地区につきましてはまちづくり協議会を設立され、取り組んでおられることは、私が村長就任以前から聞き及んでおります。私自身、企業誘致というものは、村の地域特性を十分把握した上で、企業ニーズに精通することが成功の鍵であると考えております。所信表明において、村長の私が先頭に立ってと申し上げたのは、村民の立場、企業の立場からの視点を持っていることが私の強みであり、私自身これまで民間で培ってきた経験やネットワークをフルに活かした誘致活動ができると考えているためであり、これらの経験をもとに企業誘致施策を推進してまいります。企業誘致については、大森地区も含め村内全域において、可能性のあるところについて優先的かつ積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

藤浦議員。

○藤浦議員 答弁ありがとうございます。村長自身が先頭に立ってということは、今お聞きしまして理解はしましたが、これまで行政も様々努力をされてきたが、残念ながら今日まで実現しなかったというのが事実なんです。村長の意気込みは分かりましたが、何ら具体の対応策は示されないことは非常に残念に思います。マニフェストに掲げている以上、それなりの実現に向けたお考えがあつてのことだと私は考えております。例えば、大森地区まちづくり協議会は、行政が土地を借り上げ、行政から企業に用地を貸与する、これも様々な問題点があると思うが、そうすることで企業は行政とだけ協議をするだけでよくなり、よりスムーズに進むのではないかなど何らの方法はあると思います。私は、大森地区は河南町、富田林市に接し、いわゆる村の玄関口であり、ここの発展なくして村の発展はないと確信しております。

そこで、再度お聞きしますが、頭の中に描いておられることでも構いませんので、村長の考えをお聞かせください。

○田中議長 再答弁を受けます。

南本村長。

○南本村長 具体的な方策につきましては、個人的にはいろいろ考えているところはあるのですが、私自身、このほど村長選挙に当選させていただき、公人という立場になったわけであり、私自身、大森地区まちづくり協議会の方々ともお話自体まだ行えていない状態です。このような中、具体的な部分については、協議会のお考えも十分お聞きした上で、行政として何を行うのがいいか、何を行うのがベストなのか、これらを十分見極めた上、しかるべき時期が来ましたらお示しし、御意見もいただきながら進めてまいりたいと考えております。御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

藤浦議員。

○藤浦議員 要望をお願いします。

大森地区の企業誘致については、地元はもとより、村にとっても早期の実現が望まれているところであります。これまで長年にわたり実現していない状況も踏まえた中で、村長公約の一つに掲げておられる重要な案件であります。また、これまで二千数万円から3,000万円ほどかけて村道を作っているが、何ひとつ進んでおりません。任期期間中の実

現を目指すのであれば、できるだけ早期に方策等お示しいただき、公約実現に向け始動する必要があると考えます。大森地区に限らず、村内全体で可能性あるところは進めたいとのことでありましたが、これまでの経過も理解いただき、大森地区の企業誘致の実現に向け行政もできる限りの支援をしていただくよう要望し、私の質問を終わります。

○田中議長 第2番目の質問者、千福議員。

○千福議員 議席番号5番、千福清英であります。議長通告に基づいて一般質問をさせていただきます。

質問は2点あります。

1点目、危機管理対応の進捗はのテーマで。

最近の地球温暖化影響なのか、気象の変化は異常とも言える状況で、状態が全国的に続いております。先般、九州の西岸のほうに台風10号が接近した折には、命を守る対策をしてくださいというような表現で気象庁のほうから報道されておりました。幸いにも大きな被害等々は発生しなかったようには思いますが、地域によっては相当な雨量があったように感じられます。全国的にそのような大雨や豪雨となっておる中で、我が村においても大きな被害が想定されます。そのような状況においては、村よりの早めの避難等の発令となり、避難所の開設に至ろうかと思えます。その避難所における設備なんですが、自家発電設備等どのようになっているのかお伺いしたいと思います。

もう一点の質問は、新型コロナ禍における村の観光施策はどのように進めるのかというテーマで。

村は都市近郊に位置しているので、週末や休日を問わずたくさんの方が、金剛山をはじめ楠公史跡や村内の原風景等、自然に親しめるエリアとして最近は今まで以上に来村しているように感じられます。そのような中で、コロナ対応としては、我が村は府内で率先する中でいろんな施策を打ってこられて、全世帯に対する施策、また学校園施策、高齢者施策等々、様々な施策をやっていただいている状況であるんですが、コロナ対応として、大阪府においては、山岳連盟はコロナ感染対策を紹介したガイドライン等を配布していると聞いております。コロナ禍における村の観光施策はどのように今後進めていくのか、お伺いしたいと思います。

併せて、水越峠付近、水越川が大変にぎわっています。本年、コロナ禍がこの春より感染拡大する中で、近場でのちょっとしたレジャー感覚で来村されている方がたくさん来られてるように思えます。その場所にある村の駐車場、そこに駐車場があるんですね、その駐車場の管理はどのようになっているのかをお伺いしたいと思います。

この2点、どうぞよろしくお願い致します。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、日谷総務課長。

○日谷総務課長 それでは、危機管理対応の進捗はについて御答弁申し上げます。

各避難所の自家発電設備の設置についてでございますが、千早赤阪村地域防災計画における指定避難所は、赤阪小学校体育館、くすのきホール、B&G海洋センター体育館、千早小吹台小学校体育館、保健センター、いきいきサロンの6か所を指定しております。通常、防災設備専用の非常電源につきましては、例えば火災などの際に電力会社からの電源供給が途絶えた場合にも、スプリンクラーや排煙設備など防災設備が稼働し、避難誘導できるよう、消防法または建築基準法に基づきその設置が義務づけられております。それら設備につきましては、各施設の用途や規模によって異なりますが、くすのきホール、保健センター、いきいきサロンくすのきなどに設置されております。なお、B&G海洋センターにつきましては、昨年度に大規模改修により、停電時にも発電できる自立発電ガスヒートポンプエアコンを設置したところでございます。

以上のことから、これら防災設備専用の非常電源につきましては、法律に基づき整備をしておりますけれども、御質問の避難所機能を維持するための自家用発電設備につきましては、現在各施設とも整備できていない状況でございます。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 以前、平成29年の台風の折、くすのきホールにおきましては倒木等により停電となり、非常用発電機が作動しましたが、数時間しか電力供給できなかったという事案がありました。避難所において、停電になった場合の対応が不十分と思われるが、現在どのように対応してるのか、また今後整備計画はどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○田中議長 再答弁を受けます。

日谷総務課長。

○日谷総務課長 再質問につきまして御答弁申し上げます。

避難所開設に当たりましては、避難所運営マニュアルを基本に開設しておりまして、停電対策として、現在、携帯用の発電機を避難所に準備し、対応しているような状況でございます。今後の整備計画につきましては、御指摘のありましたくすのきホールの非常用電源につきましては、今年度長寿命化事業の大規模改修工事の実施設計の中におきまして、非常用電源の設備改修を盛り込み、整備を進めていく予定でございます。

また、ほかの指定避難所におきましても、防災・減災の取組として、業務の継続性の確

保をするという観点からその必要性は認識しておりますが、施設の設備改修を行うのか、あるいはハイブリッド式の発電機など新たな物品の配備により強化を図っていくのか、そういったところにつきましては、財政状況を勘案しながら今後検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 御答弁ありがとうございます。要望の形でお願いします。

災害への備えは、村民の生命及び財産を守るため極めて重要な取組であると考えます。厳しい財政運営や職員体制など様々な課題があると思いますが、減災・防災の対策を少しでも進めていただきますよう要望いたします。そしてまた、職員におかれましての非常時の訓練や、そして発電機等々のお話がありましたが、班編成されているように聞いてますが、その各班の誰もが起動できる研修や訓練、そしてまた機械器具の点検、チェックシートの整備も併せて要望いたします。

終わります。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、菊井観光・産業振興課長。

○菊井観光・産業振興課長 それでは、新型コロナ禍におきます村の観光施策はどのように進めるかにつきまして、施設整備課所管分と併せまして私のほうから御答弁申し上げます。

本村では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして、緊急事態宣言が発出されたことにより、千早赤阪村を愛する皆様への村長メッセージと不要不急の外出自粛を告知する看板を設置し、村民の皆さん、そして来村者の皆様への周知を図ってまいりました。

5月23日には、緊急事態宣言が解除されましたが、引き続き不要不急の外出自粛の看板を設置し、感染防止対策に取り組んでおる状況でございます。しかしながら、議員、お示しのとおり、夏休み期間中につきましては、天候にも恵まれた影響で、金剛登山やマス釣場、道の駅などは観光客などでにぎわっていました。そのような状況の中、一般社団法人大阪府山岳連盟が公開しています感染拡大防止7つのエチケットにつきましては、本村の観光情報のホームページからリンクさせるとともに、金剛山山頂にも掲示しているような状況でございます。村が直営で運営する観光施設はありませんが、事業者が感染防止対策に取り組みながら、社会経済活動が本格展開できるよう、国や大阪府などの指針や、そして適切な感染防止対策などにつきましては情報提供を引き続き行ってまいります。

続きまして、水越川が大変にぎわっている、その場所にある駐車場の管理はどのようになっているかにつきましてでございますが、水越川の駐車場につきましては、平成5年度に本村が整備したもので、登山者をはじめ周辺地域の散策などに利用されているような状況でございます。以前には、大阪の国体のスタート地点にも利用されたような状況でございます。管理につきましては、村のほうが適正に管理して行っているような状況でございます。

以上、答弁といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 御答弁ありがとうございます。再質問、観光・産業振興課への再質問でございます。

村の感染防止施策などの御答弁をいただいたが、観光案内所も兼ねている本村の道の駅はやあかさかでは、クラスター対策も含めて具体的にどのような対策を行っているのか、そしてまた金剛山頂や金剛錬成会の捺印所でも感染拡大の防止対策などに取り組んでおられるのか、お伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○田中議長 再答弁を受けます。

菊井観光・産業振興課長。

○菊井観光・産業振興課長 本村の新型コロナウイルス対策本部では、事業者の皆様に対するお願ひとしまして、事業者の皆様には飛沫感染の防止、接触感染の防止、感染の可能性がある者の施設入場制限、そして高齢者施設においては施設における感染予防対策を徹底するなど、村のホームページで周知を図っているような状況でございます。そして、今御質問いただきましたように、道の駅の売店につきましては、再開のときから網戸のほうも急遽設置するなどさせてもらいまして、そして施設の管理、消毒の実施など、業種ごとに定められた新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを遵守し、大阪府が発行しております感染防止宣言ステッカーのほうも掲示をやっているような状況でございます。そして、加えて感染者が発生した場合につきましては、感染者と接触した可能性がある方を追跡する大阪コロナ追跡システムのQRコードのほうも掲示しているような状況でございます。そして、クラスター対策としましては、換気の励行、そして人との密度を下げる、近距離での会話を避けるなど、クラスターのリスクを下げるように売店の担当者の皆様は周知徹底しているような状況でございます。

続きまして、金剛山山頂でございますが、山頂につきましては、先ほども答弁申し上げましたように、山岳連盟の感染拡大防止の7つのエチケットや感染拡大防止に関する啓発



ポスターなどを掲示のほうはやっております。そして、多くの方がにぎわう金剛山鍊成会の捺印所でございますが、捺印所につきましても担当の方のマスクの着用と飛沫感染防止シールド、そしてアルコール消毒液を設置し、捺印所に並んだ登山者の距離を空けるなど感染拡大防止の対策を講じられているような状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 再質問させていただきます。

こちらは施設整備課のほうになろうかと思えます。水越川の駐車場の管理運営についてであります。現在はどのように管理されておるのか、そしてまた今後どのような形で管理されていくのかについてお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○田中議長 答弁を受けます。

下休場施設整備課長。

○下休場施設整備課長 水越川の駐車場につきましては、現在の管理体制としましては、月に1回程度村道維持管理を委託しております千早赤阪村シルバー人材センターに現地確認及び清掃をお願いしているところでありますが、質問にもありましたとおり、今年度は利用者が増加し、それに伴いごみの不法投棄も増えているため、先月の中旬から週1回程度の確認及び清掃を行っております。今後につきましては、状況に応じて確認回数を増やすなど対応してまいります。また、富田林警察署と協力して、利用者に対してごみの持ち帰りなどの看板の設置、啓発にも努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○田中議長 要望をお聞きいたします。

千福議員。

○千福議員 御答弁ありがとうございます。要望として、現在村内のコロナ感染者は最少人数にとどまっており、今後まだまだ増えるであろう来村者の増加が見込まれる中、細心の注意をしなければなりません。引き続きクラスター等の発生がないよう、啓蒙等の対策をお願いいたします。そしてまた、水越川周辺の状況ですが、清掃に従事するだけでなく、遊歩道等も設置されておる中、既存の設備の有効活用を進めていただくよう要望いたします。

終わります。

○田中議長 第3番目の質問者、山形議員。

○山形議員 議席番号7番、山形です。議長通告により質問させていただきます。

今回、政府も新しくメンバーが替わりました。幸いにして、今日一般質問、新しく選出された南本さんとキャッチボールをしていくわけですが、よろしくお願いいたします。

私の質問ですけど、社会教育について、村長の見解はについてお伺いいたします。

本村は第1次の財政健全化方策の策定以降、行財政改革に取り組み、1度目は富田林市、太子町、河南町との合併協議の破綻、2度目は河内長野市との合併協議の破綻を経験をしています。当時は非常に厳しい財政状況を踏まえ、強力な財政改革を取り組んでこられました。役場では職員数の大幅な削減、部の廃止と課の統合など組織機構の大きな見直しによりスリム化を図りました。その結果、スポーツや生涯学習などの社会教育が後回しにされた現在に至っているように私は考えております。

そこで、村長の選挙公約、南本プランでは、社会教育施策には直接触れられていないようであるが、村長就任以来2か月になりますけども、社会教育についてどのような考えを持つかお伺いします。

○田中議長 よろしいか。答弁者、南本村長。

○南本村長 社会教育について村長の見解はについて御答弁申し上げます。

社会教育施策につきましては、教育委員会において毎年教育方針を策定し、事業を推進しております。本年度は社会教育の充実として、文化財の保存、活用や生涯学習の促進、スポーツ振興と青少年健全育成を掲げ、取り組んでおるところでございます。私のマニフェストでは、一部ではありますが、楠木正成の歴史遺跡や歩道整備を行うことを掲げており、所信表明の総括質疑においても御答弁申し上げたとおり、史跡などの整備につきまして案内板設置など一定の整備が必要と考えております。

社会教育施策の推進につきましては、村民のニーズに応えた生涯学習講座の充実や、関連施設の整備、生涯スポーツの振興を図り、関係機関や団体の皆様と連携のもと、その発展に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

山形議員。

○山形議員 私、1つ、2つ、質問させていただきますので、後からまた私の考えをのべますので、先に質問させていただきます。

私は村長の言う村中がワンチームとなるために、住民サービスの満足度を高める必要があると思っております。そのためにもスポーツや生涯学習の充実が必要であり、社会教育事務を所管している教育課は、学校教育はもちろん、給食センターも所管し、多くの施設

管理も行っております。限られた職員で目先の事務を何とかこなしているようで、毎日帰宅も遅いように感じております。私もスポーツ少年団に長く携わっている中で、40年前ですけれども、教育長の尾上氏から、千早赤阪村にスポーツ少年団の組織がないから何とか立ち上げてくれないかということのを要望がありまして、今現在スポーツ少年団の指導者として務めさせていただいております。その中で、他の市や町の関係者並びに、指導者との会合において、府下で教育施策の全てを一つの課で担っており、スポーツを所管する独立した課がないのは、恐らくうちの村だけです。現状では、とても社会教育施策について注力できる体制ではないと理解はしております。南本村長が就任されて2か月がたち、危機管理室の設置について既に表明され、できました。組織機構の見直しや、人事異動も予定されているんじゃないかと思いますが、教育組織の充実、評価の必要について村長の考えはいかがなものか、お伺いします。

○田中議長 再答弁を受けます。

南本村長。

○南本村長 教育委員会の組織強化ということでございますが、限られた少ない職員数の中で行政運営を行っておりますので、新たな組織をつくるのは大変難しいところではあります。現体制の中で社会教育施策を推進していくことは非常に重要なことなので、今後考えていきたいというふうに思っております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問を受けます。

山形議員。

○山形議員 今回、この2つを、これからあなたにボールを投げて返してもらおうわけですが、ここでちょっと質問させていただきます。

今回、村の社会教育についての村長の見解について伺ったところ、第1番目の答弁では、社会教育の充実として文化財の保存、活用、生涯学習の促進、スポーツ振興と青少年健全育成に取り組んでいくと、また社会教育施策の推進については、生涯学習講座、関連施設の整備、生涯スポーツの振興を図ると、これが1問の答弁であります。

2問目の答弁、限られた職員数の中で運営を行っており、新たな組織をつくるのは難しいとの答弁でございました。そこで、再度お伺いいたします。

ここに一つの、これはあなたがまだ就任されていないときですけど、ここにあるのは、令和2年度千早赤阪村教育方針というのがここにあります。この中に全部、今あなたの答弁が全部ここに載ってるんですよ。そこで、3問目としてお伺いします。

教育委員会の方針の中で、社会教育の充実としてスポーツ振興と青少年育成があり、そ

の中で特に村民にスポーツに親しみ、健康の維持と子どもたちが地域に見守られながら安全に過ごし、積極的に活動していく環境を整えるとあるが、村長のお考えをお伺いしたい。そして、予算と組織というものは、決めるのはあなたです、いかがでしょうか。

○田中議長 再答弁を受けます。

南本村長。

○南本村長 ただいま山形議員から再質問がございましたが、私もレクでこれをいただいております。その中で、今おっしゃったスポーツ振興と青少年の健全育成っていうことで、この千早赤阪村には千早赤阪村体育協会理事の方が17名、それに千早赤阪村スポーツ推進委員の方が8名、千早赤阪村青少年育成委員の方が11名おられます。私は7月16日に就任させていただいて、いろんな方々に御挨拶も上がって、どなたとお会いさせていただいてもいろんな要望、希望、たくさんいただいております。その中で、今議員がおっしゃったこのスポーツ振興、青少年健全育成は非常に大切なところです。先月ですか、このコロナ禍の中で、この中の一つで空手、体協の空手をされてるところが、たまたま時間があつたので見にも寄せていただきました。非常に熱心に取り組んでおられます。今、お名前は申し上げてませんが、人数を申し上げましたが、この各会の方々と、年内にいろんな意見交換もさせていただくために時間をつくっていただき、いろんな委員をされてる方々にお話を聞かせていただいて、村としてどういう方向で進めていけばいいか、また予算もどのようにやっていったらいいか、一番大事なところがございます。今後、職員とともに、この代表をされておられる方々とお話をさせていただいて、いい方向に、健全な方向に進めるように、いろんな各方面から御意見をいただいて進めてまいりたいと、このように思っております。よろしく願いいたします。

○田中議長 要望をお受けいたします。

山形議員。

○山形議員 社会教育なり学校教育がめっちゃめっちゃあるんですけど。私は、先ほど言いましたように手前みそですけども、やはり今こういう年になっても子どもたちと、ひ孫みたいな子どもたちと野球を土日楽しませさせていただくんですけど、ここで要望としてちょっとお願いしておきます。

社会教育の中で、村民に一番親しまれて健康維持するのは、今何か御存じですか。多分、御存じやと思うんですけどグラウンドゴルフなんです。もうこれは物すごく普及して、そのときの委員、この指導員をやった人の努力もあつたんだろうと思いますけども、今もうグラウンドゴルフというものは最高の、年々盛んになる。そこで、これは要望ですから聞いといてください。グラウンドゴルフ大会、今年はコロナの関係で春はありま

せんでしたが、秋のほうは決まっております、開催が。そういうときに、あなたの村長部局の予算で、開会の費用っちゅうんか、教育委員会の部分じゃなくして、あなたのほうの予算で何とか出してあげてくれへんかなと、これが1つ。それからもう一つ、地域の人々の協力で続いている組織としてスポーツ少年団がありますね、今空手をおっしゃいました。私の経験では、この千早赤阪村に少年に携わっている団が4つあるんですよ。私がやっているのは、させていただいて、先輩の後を継いでやらせていただいております軟式野球が1つ、それから今おっしゃったように、今日、空手道が1つ、それからサッカーが1つ、最後に、これは地域の一つの誇りやと思いますけどソフトボールの4つが多分あると思う、これがひょっとしたらもっとあるんかも分かりませんが。この4つに対する助成というものを考えてやってほしい。その点をお願いして、今回の質問を終わります。ありがとうございました。

○田中議長 ここで休憩に入ります。

13時00分より再開をいたします。御苦労さまでした。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

○田中議長 再開をいたします。

第4番目の質問者、田村議員。

○田村議員 議席番号4番、田村陽でございます。議長通告させていただきましたとおり、2点についてお伺いいたします。

まず、参与についてお伺いいたします。

8月20日に行われました臨時議会におきまして、西口栄一氏についての副村長人事案が否決されました。我々は、1つ、西口氏が大阪府からの紹介ではなく、元国会議員による私的な紹介であること、そして、2つ、これまで千早赤阪村との関わりがなく、本村について熟知していない、そして、3つ、村長自身との関わりも浅いことを理由に反対という判断をさせていただいたわけであります。その僅か1週間後の8月27日、特定任期付職員として参与という職を新たに設け、西口氏を採用するとの連絡があり、大変驚かされたところであります。参与という職は、規則を改定し、役場を統括する職務として設けられたそうですが、これは否決された西口氏を議決を無視して副村長として採用する人事に相違ありません。現に、西口氏は副村長室を使用されていると聞いております。本来であれば議決が必要な副村長職と同等な役職を、規則を改定して新たに設け、否決された候補者を採用するなど、議会制民主主義を否定するものであり、言わば副村長の裏口入学というべき人事です。役場の統括役を新設するとなれば、本来全員協議会等にて説明されてし

かるべき案件ですが、9月定例会での全員協議会は行政から報告することがないという理由で開催されませんでした。役場の統括役の新設は本村にとって重大事であると思いますが、にもかかわらず報告すべき事柄ではないということでしょうか。なぜ議会できちんと報告せずに、役場の統括役の新設という重要な案件をこっそりと決めてしまわれるのか、南本村長は透明性とおっしゃいますが、現在の村政は以前より明らかに不透明な状態になっております。御自身の御判断に後ろ暗いところがないのであれば、こっそりと規則を改定して採用などせずに、議会にて正々堂々と説明されるべきです。

まず第1に、1つ、なぜ議会に相談がなかったのか。そして、2つ目、なぜ副村長人事と同じ人物なのか、御説明をお願いいたします。

続いて、タクシー利用料助成事業についてお伺いいたします。

実証実験を経て本格運用に入ったタクシー利用料助成事業ですが、申込者数も増え、地域住民の公共交通手段確保のために一定の成果が出ていると安心しております。ただ、タクシー利用券の給付は月に1,000円、利用は一度につき最大1,500円までです。本村では買物をするにも富田林市や河南町などの近隣市町まで出かけねばならないことを考えると、タクシー利用料助成事業によって日常の買物に困っている方々の問題が完全に解決したとは言い難く、依然として課題は残り続けていると判断すべきかと思われま

す。令和元年の交通安全白書を見ますと、75歳から79歳の女性の運転免許保有率は約30%、80歳以上では約7%となっており、これは見方を変えると75歳から79歳がおおよそ7割の方が、そして80歳以上では9割以上の方が運転免許を保有していないということです。男女での平均寿命の違い、また公共交通空白地域の多い本村の状況を鑑みますと、今後は特に日常の交通の便に困難を抱える高齢女性の増加が危惧されるところであります。タクシー利用料助成事業が一定の成果を見せていることは確かではありますが、それでもまだ交通の便に非常な困難を抱えておられる方がいらっしゃることもまた事実であります。タクシー利用料以外に、まだまだ様々な対策が必要かと思われま

す。以上です。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、南本村長。

○南本村長 昼からもよろしくお伺いいたします。よろしくお願

いいたします。参与について、御答弁申し上げます。

任期付職員につきましては、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律及び条例により、任命権者は職員の任期を定めて採用することができるかとされております。採用に当たりましては、条例上、村長の承認を得なければならないと規定されているもの

の、議会への相談が必要との規定はございませんが、8月25日の幹事長会において事前に報告をさせていただいたところでございます。西口氏は、村のために貢献したい、村をよくしたいという気持ちが強く、私と共通の認識である上、府庁内での評価も高く、経歴、人柄から見ても申し分がないため、これまでの大阪府での経験、ネットワークを活かし、村のために貢献していただけるものと確信しております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 御答弁ありがとうございます。幹事長会に報告したとの御答弁をいただきましたが、役場の統括役の新設という重要極まりない案件なわけですよ。これを議事録も残らない幹事長会で報告だけして、それで果たして十分な説明が果たされたと言えるでしょうか。役場の統括役という非常に重要な案件なんですから、これも正々堂々と、例えば全員協議会で村長御自身で説明があつてしかるべきだというふうに思います。

また、確信しておられるというふうに、西口氏の登用について御答弁ありましたけど、せんだって臨時議会で私どもが問題とさせていただいたのは、なぜ大阪府から紹介を受けた人材ではいけないのかという点ですね。知り合いの国会議員からの私的な紹介ということですね、それこそ某党が批判するお友達人事というものではありませんか。我々が知りたいのは、大阪府とのパイプを理由にされるのであれば、なぜ大阪府の紹介より知り合いの元国会議員からの紹介を優先されるのかということです。だから、参与についてももう少し具体的にお聞きしたいと思います。

まず、3点ございます。

まず1番、参与のまず給与についてですね、月額及び年額にて御答弁をお願いしたいと思います。

次に、理事と参与の関係についてですね、こちらがどのように規定されているのか、お伺いいたします。これは千早赤阪村職員の職の設置に関する規則において、こちらに理事または参与を置くことができるというふうに記載がありまして、この記載どおり見ますと、これ理事のほうの方が先にあるわけですね、というか理事のほうの方が上位にあるのではないかという点でお聞きするものでございます。

続いて3点目です。

役場の統括役という副村長職に比肩し得る重要な役職にもかかわらず、議会への出席がないのはなぜなのか、お伺いいたします。

以上、3点につきまして御答弁よろしくお伺いいたします。

○田中議長 再答弁を受けます。

南本村長。今、村長、指定されてますんで、私は村長に言ってます。

○南本村長 質問にお答えをさせていただきます。

まず、給与の金額ですが、細かい数字は、今、資料を持っておりません。参与の給与ですが、条例上、他の地方公共団体から引継ぎ職員となった者の給料は、前職での給料との均衡を勘案して定めることができるとされておりまして、全体のバランスを見ながら決めさせていただいたところでございます。

なぜ参与職ってということなんですが、参与は理事と同様の職階と考えているものですが、名称についてのこだわりはありませんが、村全体を担当してもらうため、理事との差別化を図るため参与という名称にさせていただきました。

それとまず、大阪府での特定任期付きってということなんですが、大阪府での行政経験を活かし、村のために尽力していただきたいとの思いから採用させていただいたところですが、また給料については、条例で前職との給料との均衡を勘案して定めることができるとされていることから、特定任期付き、任期付きに関わらず大きな差はないものだと考えております。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 御答弁いただけるのが3回ということですので、うなずいていただいていると思うんですけど。こちらでお聞きいたしましたところ、参与の給与は月額大体約54万円、54万円弱、そして年収は年額で大体900万円前後というふうにお伺いしておりますが、中野課長、その点について問題はないですか。うなずいていただくだけで結構です、ないですね、分かりました。

また、例えばお聞きいたしましたのが、役場の統括役という職、役職であるにもかかわらず、なぜ議会への出席がないのかというふうに、今、私お聞きいたしました。その点についても御答弁いただきたかったというふうに思います。

では、また村長に別の角度からお伺いいたします。

今回の採用は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律、こちらを根拠にしているものと先ほど御説明いただきました。ただ、人事院によりますと、この法律の趣旨は、民間人材の採用の一層の円滑化を図るため、一般職の職員について専門的な知識経験または優れた識見を有する者の任期を定めた採用及び給与の特例に関する事項について定めるものとされておりまして、御注意いただきたいのは、最初に読みました民間人材の



採用の一層の円滑化を図るという点です。例えば、有名な事例ですと、大阪市の公募区長、こちらがこの制度を利用したんです。ほかの事例を見ましても、医師や公認会計士など高度な専門性を備えた民間人材の登用に活用されております。西口氏は、大阪府庁出身とのことですが、公務員の方の登用について、今回のこの法律、つまり民間人材の採用の円滑化を図るために制定された法律を根拠とするのは法の趣旨に明らかに反する、言わば脱法行為に近いものではないでしょうか。

以上、御答弁をよろしくお願ひいたします。

○田中議長 再答弁を受けます。

南本村長。

○南本村長 今、おっしゃっていただいた、私もそのことに関しては法律関係を見させていただいて、大阪府の人事局並びに市町村課の課長と御相談させていただいて、それに準ずることはこの特定任期付きでも構わないというふうに、大阪府の人事局の局長と市町村課の課長のほうから一応オーケーだということをお願いしておりますので、こういう形にさせていただきました。

それと、先ほど個人的な、田村議員が個人的な友達の採用だというふうにおっしゃるんですけどね、正直申し上げまして私も当初全く知りませんでした。知り合ったのは、今、だんだんと公表されてますが、鬼ガールっていう映画を御存じだと思うんですが、これは3年ほど前に地方創生の管轄から立ち上げられたもので、そのときに私は西口氏と知り合ったんです。ただ、そのときは、以前も申し上げましたように面識が全くございませんでした。御兄弟で双子でいらっしゃって、今、弟さんのほうは大阪中央図書館の館長をなさっております。そういったことから知ってたんですが、大阪府におられると。私の知り合いの元衆議院議員のほうから紹介させていただいて、このようにさせていただいたんですが。今まで、昔は助役っていう立場がおられまして、次に副村長に変わりました、今まで来られてる方で課長職で来られてる方は数少ない、前副村長が課長職でこちらのほうに、大阪府を辞めて来られたと思いますけど、それに匹敵する課長を今なさってるんですが。正直申し上げて、まず河内長野でおうちが近いということ、それと大阪府の各いろんな課を回っておられる、保険、税務関係しかやっておられないっていうことでしたが、あの用紙にまとめたのにはいろんな課を回っていただいて、非常に今現在の大阪府の管理職の方と接が多くございまして、そういったことからお話しさせてもらったときに、私は前村長のことから順番にこういう思いで村に、村長選に出たいっていうことをお話しさせていただいて、当選させていただいた、私のマニフェストっていうかそういうものじゃなしに、こういう思いで出たっていうことをお伝えして、それにひどく感銘を受けていただきまして、

本来なら来年の3月末で定年を迎えられるんですが、そういうお話をさせていただいたときに、ぜひ千早赤阪村の手足になりたいということを言っていただきまして。そのときに、大阪府の課長、管理職の人事っていうのは、全て大阪府の知事決裁になるんですね。そのときに、当然人事局の局長ともお話をされ、市町村課のほうにもお話しされ、こういう思いで千早赤阪村に行きたいということであって、そのときに、私聞いているのは、じゃあぜひ大阪唯一の千早赤阪村で頑張ってきてよっていうふうに言っていただいたっていうふうに私は聞いておりまして、非常にありがたい話だなと思ってお受けさせていただいて、向こう側の知事さんのほうも参与のほうも言っていただいたと、こういう経緯がございまして。だから、この間の臨時議会も市町村課のほうから傍聴にも来られてまして、否決になった、これはもうなったことは事実ですから仕方がないので、どうしても議会の先生方に御了解また御理解いただいて、今後は千早赤阪村のために頑張っていたきたい一人なんで、ぜひ御理解をいただきたいというのが1つです。

それと、もし西口さんが副村長になってやっていただいて、この人は駄目やと、村民の一人一人の方からあの副村長は駄目やと、また議会の先生方から、また職員から、どうしてもこの人は駄目やというふうな話になったときは、民間会社でしたら一旦採用したものを辞めてもらうわけにはなかなか難しいですが、教育と誘導で会社にきちっと勤めていただける人材に育てないといけないんですが、私は特別職は私の権限で即日辞めていただくことができます、ですから村民の方々から、また先生方、また職員のほうからそういうお話があったら、すぐに辞めてもらうつもりでございました。そここのところを御理解いただいた上で、今後進めていきたいと思っておりますので、ぜひそのときにまたよろしくお願ひしたいと思っております。ありがとうございました。

○田中議長 要望をお受けいたします。

○田村議員 御答弁ありがとうございます。1つ、今南本村長がおっしゃられることに、非常に理解はできます、理解はできますけど、今回特定任期付職員の形ですよね、先ほど副村長はすぐに解任できるとおっしゃいましたけど、この特定任期付職員の形になると、それは難しいということになるのかと。やはり、毎日新聞ですかね、そちらでおっしゃられたっていうふうにお伺いしてるんですけど、もう一度副村長として再提案すると、僕としてもやはりそれが正道だと思うんですね。副村長、堂々と議会で御説明いただいて、そして議会の議決を経て副村長として就任していただく、それが正々堂々、正道です。今回の特定任期付職員の規則を改正して、そして否決されてから僅か1週間後の人事です、これはやはり法の趣旨から考えて、また手続的にも様々な問題、非常な問題を感じます。正直言いまして、副村長人事に反対させていただきましたけれども、私は反対させていただ

いたのは正しかったというふうに現在思っております。というのも、こういう法の趣旨に反した、非常に脱法の疑いが残るような今回の規則の改正、こういう形で庁舎の内部に入ろうとされる方、ちょっとそれは副村長として果たして適当と言えるのか。本来、副村長の職は、役場職員が違法行為などを、仮に法律についての知識が少なくて違法行為などをしてしまった場合等、そういうのを戒める立場だと思うんですね。その戒めるべき立場の方が、こういった形で役場内部に入ってくる、それで果たして今後役場が、役場内部で職員を戒めることが果たして本当にできるのでしょうか。僕は非常に疑問だと思っております。

以前、清水前副村長がおられました頃は、重要案件に関しましては、全員協議会などでちゃんときちんと議会に対して説明があったというふうに、私記憶しております。南本村長が就任されてから、まだ2か月しかたっておりません。僅か2か月しかたっていないにもかかわらず、これだけいろいろな問題が出てくる。2か月で組織がこんなに変わってしまうものかというふうに、僕は少し唖然とする思いであります。

そして、役場も役場だと思うんです、どんな事情であっても脱法行為というのは許されるものではありませんから、今回の人事院がはっきり民間人材の採用の円滑化のためというふうに述べているわけです。公務員のOBのための制度ではないわけです。それを言わば悪用して、公務員OBの採用に使う、果たしてそういう行為が正しいのか。昨今、コンプライアンスが重要視されるこの頃におきまして、最もコンプライアンスを重視しなければならない役場がそういったことで果たしていいのだろうか、非常に疑問を感じるところでございます。

ここまでの参与のこの短いやり取りで、なかなか解決される問題でもございませんので、また全員協議会を今度はしっかりと開催していただいて、そこで改めて御説明いただくよう求めます。

以上です。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、赤阪地域戦略室長。

○赤阪地域戦略室長 公共交通対策について御答弁申し上げます。

村の交通体系は、民間事業者2社によるバス路線のみとなっております。そのため、村内間、村外間の移動が制限されて、村内の一部が公共交通不便地域になっていることに加え、少子・高齢化が著しく進んでいる状況でございます。これらを踏まえ、平成27年度より、地域公共交通協議会を設立し、村内で村民がいきいきと暮らすことができ、将来にわたって持続可能な公共交通体系を構築することを目的として、千早赤阪村総合交通計画を策定し、取り組んでいるところでございます。村の喫緊の課題として、高齢化が著しく

進み、車を運転しない人が増加し、特に高齢者の移動手段の確保が必要となっております。これまで定時定路線方式やデマンド方式など様々な実証実験等を経て、今年度からタクシー利用助成を地域公共交通利用助成として本格実施するとともに、これまで路線バスに利用助成を求める声が多うございました、寄せられておりました、そういったことなどから、地域公共交通協議会でも御意見をお聞きし、路線バスへの利用助成を試行し、実施いたしているところでございます。なお、路線バスへの利用助成については、現在進めている施行実施の利用状況等を検証しながら、本格実施するか否か判断してまいりたいと考えております。今後におきましても、地域公共交通協議会において種々検討し、地域に合ったよりよい制度設計を進めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 御答弁ありがとうございます。バスへの利用料助成、これも確かに一助とはなるかと思えます。ただ、本村では、公共交通空白地域も多く、そしてバス停まで遠くて歩けないという方も大勢おられるわけです。運転免許もないし、そしてタクシーを毎回利用できるほど裕福でもないし、バス停までも遠くて歩けない、こういった方こそ真の意味で行政が手助けするべき方々なのではないかという思いも僕自身あるわけです。バスを利用できない村民への対応について、担当課のお考えをお聞かせください。よろしく願いいたします。

○田中議長 再質問の答弁を受けます。

赤阪室長。

○赤阪地域戦略室長 ただいまの御質問で、バス停までの距離が遠い、あるいはバス停まで歩くのが困難な方、こういった部分の方につきましては、当面現在行っておりますタクシー利用助成を取りあえず御利用いただくと。また、歩くことが身体的に困難な方などについては、現在地域公共交通協議会においても、介護タクシーへの費用助成はできないか、今現在検討しているところでございます。御質問の点につきましては、何らかの対応が必要ではなかろうかと考えます。例えば、地域と村、いわゆる官民協働による輸送サービス確保など、今後検討を進める必要があるのではないかと考えております。いずれにしましても、今後地域交通協議会で議論していきたいと考えております。

以上です。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 御答弁ありがとうございます。本村ですね、厳しい財政状況ってのを考えますと、なかなか以前のように空っぽでバスを村内をぐるぐる走り回すというのはちょっとやっぱり厳しいと思います。財源に余裕があればいいんですけど、いたずらに財源を公共交通につぎ込むって難しいと思いますね。なので、先ほど御答弁いただいたような官民協働での取組、特にコスト面を考えるとその取組ってというのは一つ可能性としては今後重要視していくべきではないかなというふうに考えます。

ただ、1つ重要になってくるのは、今申し上げましたコスト、費用対効果というところですね。費用対効果という面で、政策の意図、こういった意図を持って政策を実施していくのかという点が大切になってくると思うんですね。どのような課題を解決するための政策なのか、その目的が不明確ですと、効果の測定、PDCAでいかれるのはCですね、チェック、その部分が難しくなってきます。そこで、改めて今回のタクシー及びバス助成事業それぞれの政策的な意図、これをお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○田中議長 再答弁を受けます。

赤阪室長。

○赤阪地域戦略室長 これまで先ほども申しましたように、平成27年よりタクシー等の定時と定路線ですね、そういった部分で実証実験を行ってまいりました。定時定路線では非常に利用が少ない、また利用しにくいというような御意見もございました。その中やっぱりどういうふうなのを望んでおられるっていう部分で、やはりドア・ツー・ドア、例えば自宅から病院までとか、そういった部分の声が非常に多くいただいております。そういった部分を受けて、いわゆる交通弱者と言われる高齢者、あるいは妊産婦、また障害者、免許証の返納者、今回につきましてはこういう人らの部分をターゲットに事業のほうを進めております。また、今回バスのほうに利用助成のほうを行わせていただいております。こちらにつきましては、いわゆる高齢者がなかなか外に出ないっていう部分もある、高齢者の外出促進、あるいはまたいわゆる公共交通の利用促進、公共交通も慈善事業でされてるわけではございません、営利目的でされておりますので、利用者が減れば廃止路線とかそういった部分につながると、そういった部分もございまして、バス路線の維持、そういった部分にもつながるということで、そういった部分もターゲットにしながら今のところ進めているような状況でございます。

以上です。

○田中議長 要望をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 御答弁ありがとうございます。タクシーとバス、それぞれまた違った政策目的があったということだと理解しております。

やはり今後の公共交通施策を考えるに当たりまして、その政策の効果、P D C AのC、チェックってというのが不可欠だというふうに思っております。タクシー利用料助成事業並びにバスの利用料助成事業によりどのような課題が解決され、そして逆にどのような課題が現在まだ解決されずに残されているのか、その点をはっきりと明確にしなければ、さほど例えば困っておられない方に財源が投入される、その一方で本当に困っている方が取り残されてしまう、そんなことも起きかねないというふうに思うわけです。常々申し上げていることではありますけれど、まずは費用対効果なども含めて政策の評価っていうのもきちんとして行っていただく。そして、日常の足がなくて家から出られなくなっている方々を手助けしていくにはどのような政策を行っていくべきなのか、改めて御検討を、優先課題として御検討をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○田中議長 第5番目の質問者、関口議員。

○関口議員 日本共産党関口です。私はさきに通告しております項目に基づいて、2点について質問をさせていただきます。

まず初めに、P C R検査体制の拡充のためにお伺いいたします。新型コロナウイルス感染症は第1波を上回る規模で感染が広がる中、経済活動も動き始めました。日本医師会会長は、新規感染者数は減少傾向だが、収束に向かっていないと報告しました。2日の専門家組織でも、新規感染者は緩やかに減少しているものの、大阪は重症者が多く、注視が必要と報告しています。こうした中で、国民の不安を取り除くためには、P C R検査体制の拡充が必要不可欠になっております。大きな自治体では、国の補助金も活用して、独自にP C R検査や抗体検査の実施を計画しているところも出てまいりました。枚方市や高槻市では、医師会と協力して、地域外来検査センターを設置し、かかりつけ医の紹介で検査が受けられるようになりました。近隣では、松原市でも、場所は非公開ですが、P C R検査センターが設置されることになり、医師の判断によって保健所と連携し、ドライブスルー方式で実施することが決まっています。松原市民にとって一歩前に進んだのではないのでしょうか。村でも、もしものときはどうしたらよいのか不安があります。小さい行政区では、独自に実施することも困難な状況ですが、取りあえずは富田林保健所管内の6市町村での検査体制の拡充に向けた協議は行われているのか、まず伺います。

次に、この間、保健所の統廃合で保健所の組織、人員体制が縮小され、新型感染症に十分対応できないという状況でありました。改善のために、保健所の専門職員と事務職員の

大幅増員が必要です。こうしたことを協議するために、富田林保健所管内の首長間の協議が必要ではないでしょうか。開催のため、各市町と協議する場を設置することを求めます。

次に、役場新庁舎の建設について伺います。

村長は、就任所信表明で、主な事業について、現在進められている事業について基本的に継続すると述べられましたが、庁舎建設について言及されていません。私は、所信表明の総括質問でも伺いましたが、当初計画より遅れて、工事は現在ストップしたままです。当初のスケジュールでは、今年4月着工、来年7月以降の供用開始の予定で進められてまいりました。災害が多発する中、役場は災害時の災害対策本部として、そして職員待機や危機管理室として重要な拠点となります。現在は、本庁舎前はロープが張られ、通路のみ残して、役場を利用する人にとっても不自由な状態となったままです。いつまでもこの状態を放置することはできません。住民サービスの拠点としても、一日も早い建設を求める声もあり、私自身も計画を進めていただきたいと願っている一人です。所信表明の回答では、いま一度再検討と、そう答弁されましたが、その理由は何かお伺いいたします。基金残高の減少や村債残高の微増など財政的な問題なのか、そのほか理由があるのか、改めて新庁舎建設についての考えをお伺いいたします。

以上、御答弁よろしくお伺いいたします。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、西口健康福祉課健康担当課長。

○西口健康福祉課健康担当課長 PCR検査体制の拡充について御答弁申し上げます。

現在、大阪府では、PCR検査等を必要とする人が、より迅速かつ円滑に検査を受けることができるよう、地域外来検査センターの設置を進めております。地域外来検査センターは、地域の医師の判断の基、検査必要者には保健所を介さず速やかに検査を実施することができる仕組みです。大阪府によりますと、8月31日現在、南河内医療圏域では、受診調整機能付地域外来検査センターは3か所設置され、9月中にさらに3か所の設置が予定されており、うち1か所については9月1日から検査依頼ができるようになっております。富田林保健所では、引き続き管内医師会や医療機関と調整を行い、管内の住民が身近な場所で検査を受けられる体制整備を進めていくとお聞きしております。また、富田林保健所管内では、市町間の協議についてですが、8月には保健所主催の管内医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院、警察、消防、首長を含む行政が参加する健康危機管理関係機関連絡会議が開催され、新型コロナウイルス感染症への取組や保健所の人員配置、今後の対応について説明、協議が行われました。今後もそういった会議での情報収集や協議を通して、管内の新型コロナウイルス感染症の対応について検討してまいりたいと考えておりま

す。

以上、答弁とさせていただきます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 さきにも申し上げましたけれども、この間、保健所の統廃合が行われてきて、1996年には54か所、支所が7か所、この中には河内長野の支所もありましたけれども、合計61か所ございました。現在、18か所に削減されて、府直轄の9か所と政令市などの9か所で、合計18か所で保健のそういうことをやっただいておられますが、富田林保健所は府直轄となっているために、市町村としては直接の情報が分からない面もあるということで、現在はそういう状態です。それっていうのは、例えば富田林管内のPCR検査はどれだけあったのかとか、そういう情報も直接は市町村としては分からないわけで、府が発表するものだけで。

そこで、2014年、平成26年に、新型インフルエンザ対策行動計画っていうのが作成されておりまして、河南町や太子町はそのこともネットを見たら書いてるんですけども、これには市町村と保健所が情報を共有することができるとありますけれども、そうしたことが実際できてないのではないかと思います。そこで村の新型インフルエンザの行動計画っていうのが策定されていると思いますが、そのときに情報を共有することができるということが、実際今でも行われているのかどうか、ここで分からなかったらまた後ほど見せていただいたらいいかと思います。その点について、富田林保健所管内で情報を共有できているのかどうかをお尋ねしたいと思います。

もう一つは、今、大阪府議会が行われておりますが、あしたからですか、しかし大阪府の9月補正については検査拡充のための補正予算は一切盛り込まれていないというのが実態です。感染防止対策の要となるのがPCR検査ですけども、1日の平均が直近では大阪府では2,100件から2,500件ということで、東京都の4分の1、神奈川の半分にとどまっております。富田林保健所管内のPCR検査は何件なのか、そうした情報があればお聞かせいただきたいと思います。

○田中議長 再答弁を受けます。

西口担当課長。

○西口健康福祉課健康担当課長 新型インフルエンザの行動計画についてですが、それについては千早赤阪村も策定させていただいています。その中で、やはり大阪府との情報共有っていう項目は書かせていただいています。今回の新型コロナウイルスに関しても、情報共有っていうのは、かなりの頻度で大阪府の富田林保健所さんとはさせていただいてい



ます。保健師レベルの会議でもそうですし、あと保健センターの管理職、課長級のレベルの会議でも情報共有はさせていただきまして、今現在こういう状況になってますとか、問題がこういうものがありますっていうこととかの御報告は受けている状況です。こういった、先ほど答弁でもお話しさせていただいたんですけれども、保健所管内の首長を含めて行政とか医療機関が入って話をする機会もありますので、その中で大阪府さんからの要望もお聞きし、また市町村からもこういったことをしてほしいっていう要望とかも出させていただきまして、情報共有を図りながら新型コロナウイルスに対応しているっていう状況になります。

もう一つが富田林保健所管内のPCR検査の数っていうことなんですが、その数については報告はございません。大阪府全域での集計の分を大阪府のホームページ等で確認するという状況になっております。

以上です。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 なかなか府直轄の保健所については、直接いろんな情報が入らないということで、一体3市2町1村の富田林保健所管内ではどれぐらいの検査をやられてるのかっていうのも情報が入らないということでは、もっと情報を公開してほしいというのは私たちみんなの願いだと思えます。それで、つい最近では、河内長野市の私立高校でクラスターが発生したという情報もある中で、コロナの蔓延も長期化します。冬に向けてインフルエンザも流行する中で、もうちょっと検査体制の拡充をやってほしいと。そんな中で、先ほど医師会とか担当課長、そうした人を含めた協議は行われているということでしたけれども、3市2町1村の首長、首長さんが寄って、どうしようとかかそういう、財政的な面もある程度分担しながらできることはないのかとかという場も設けてほしいと思えます。村長、新しく就任されまして、そういうこともやろうと思ったらできるわけなんです。私たち河内長野市でも、大阪狭山市でも、また河南町でも、首長間に寄って相談してはどうかという提案をしてるんです。私もここで首長間同士でこれに向けてどうしようかという協議をやってほしいということをここで提案をいたしますので、ぜひそのことについて前向きに検討していただきたいと思いますが、その点について村長は、よそからの働きかけがあったらぜひ参加していただきたいと思いますが、どのようにお考えか御答弁いただきたいと思えます。

○田中議長 再答弁を受けます。

南本村長。

○南本村長 ただいま関口議員がおっしゃっていただいた件に関してでございますが、私、7月16日に就任させていただき、今おっしゃってた3市2町に御挨拶に上がりました。そのときにお話をさせていただいたのが、私も富田林の市長も、まあ市長は長く府議をやられてたんですが、分からないところがたくさんある、まず自分の市町村で足を地に着けて問題点、これからのこと、いろんなことを話し合っ、それからこの南河内は、北摂に比べるとかなり近隣の密着度が少ないというふうに、富田林市長、また狭山市長の古川市長もおっしゃってました。そこで、今後はコロナの中なのでばたばたいたないですが、このコロナもはじめいろんな意味で、首長ばかり集まって今後の方針を、北摂に負けずに力を合わせていこうやないか、そのときに消防の問題とか、また浄水の問題等もいろいろ話し合ったことがあります。その中で、もう早速こういうふうなことをしないといけないっていうことは認識しておりますので、今後関口議員がおっしゃったように進めてまいって共有するところはたくさん持っていこうという、このように思っております。よろしく申し上げます。

○田中議長 要望をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 村長も前向きに考えていただいております。この9月議会では、先ほど申し上げましたように、河内長野や狭山で検査体制強化のために提案をしていこうということやっておりますので、ぜひそれに向けて協議をしていただきますようお願いいたします。そして、インフルエンザ、また新型コロナが両方一緒に蔓延することも予想されてきて、症状が出た場合にどうしたらいいのか分かれへんという不安もあると思うんですね。実際に熱が出たら直接熱が出たまま医療機関に行っ、ええのんかどうか、それとも電話をかけてそれから対応するべきなのか、そういうことすら分からないと思うんですね。今回の議会では、村の下の診療所は別々に入ってこれるような、そういうことも改修していただくこととなりますが、ぜひ熱が出たときには直接病院に行かないで電話をしてから対応するんやというようなことも、私たち分かりませんのでね、そういうことも住民に周知していただきますようお願いをしておきます。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、南本村長。

○南本村長 役場新庁舎の建設について御答弁申し上げます。

役場新庁舎建設につきましては、所信表明で答弁させていただきましたとおり、役場庁舎における防災拠点や住民サービスの拠点として重要性は認識しているところでございます。関口議員も御承知のとおり、昨今のコロナ禍において、国内の経済が不安定となっております。今後村としての税収が減少するおそれがあるとともに、コロナ対策のため歳出が増

加するおそれがあり、財政への影響が危惧されます。さらに、新庁舎の建設には村の基金を財源としておりますが、今回の新型コロナウイルスのような誰も予測し得ない有事に備え基金を残しておかなければならないのではと考えます。また、コロナ禍が終息し、アフターコロナの時代を迎えたときには、新しい生活様式を取り入れた上での計画が重要になります。これらのことを踏まえ、新庁舎建設事業の進め方については再検討したいと考えており、今後庁舎建設検討委員会、庁舎建設特別委員会にも諮った上で判断してまいりたいと考えております。御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 今の御答弁をお聞きします限りでは、計画中の庁舎建設については、保留というか、そういうふうを受け取ってしまうんですけど、この28日には庁舎問題の検討委員会も開かれますけれども、そこでもいろんな細かいことが報告されるかと思いますが、その中でも方針が出るとは思いますけれども、その遅れる原因に基金残高が減ることとか、財政的な面をおっしゃいましたけれども、確かに基金はR1年の残高では、去年の22億1,200万円から20億7,100万円に少し減っております。また、村債残高についても、若干村債残高は増えておりますのでね、厳しい状況ではありますけれども、それだけのことが理由なのかというふうに私は思うんです。財政的な問題だけなのか、あるいはほかに何かもともと隣接するところと設計の段階で変更もやってきましたのでね、そういうことが理由であるのであれば、話し合いによって解決できることではありますけれども、いずれにしてもあつてもあつても何年も置いておくというのは、私は村民の理解を得られるのかなあという不安がありますけれども。再度、財政的な問題で延期せざるを得ないというふうに、私は今受け取ったんですけども、基金残高以外にも公共施設整備基金もありますし、もともとは10億円以内で建てるという計画でありましたので、その辺は工夫すれば計画はできるんじゃないかと思いますが、その点でもう一度お尋ねいたします。

○田中議長 再答弁を受けます。

南本村長。

○南本村長 当初は、私聞いてるには、今年の4月から庁舎の建設にかかるっていうことを私は聞いておりました。来年の秋ぐらいが竣工だっていうふうに私は聞いてたんですけどね。大きくは、やはり今先生おっしゃったように、まず財源なんですけど、新庁舎検討委員会を最後にされたのは約1年、はっきり日にちを覚えてませんが1年前に、解散はせずに一旦は決まったのでっていうことで、それから開催されてないように私は聞いてお

ります。それから、一番大きなのは、誰もが本当に予期しなかったこのコロナの問題で、工事が止まっているのもコロナの影響があつてのことも一つありつていうふうに聞いております。それと、大きくは過疎債の、過疎債といつてもこれは借金になるんですが、この過疎債が遅れたことによつてもう使えないつていうことも、私聞いております。そういった意味で、一番大きくはやはり費用の問題。庁舎建設の検討委員会では、当然検討委員会のことだけを議論していただくんですが、この千早赤阪村ではもう御存じのとおり金剛山のロープウェイの問題もございます。いろんな様々な問題、小吹台の下水の問題、いろんな問題がありまして、それをまず足元から整理してからお金の面を工面して、それから動くのが妥当じゃないかなつていうふうに、私個人的にそれは思つております。そういう意味で、いろんな方面から、今度、先生おっしゃつた9月28日に検討委員会をもう一度開催させていただいて、そのときに各担当のほうから詳しく話をさせていただくと思つたので、そのときにまたよろしくお願ひしたいと、また御報告もさせていただこうと思つたので、よろしくお願ひします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 非常に難しい問題が、予期せぬコロナがあつた中で中断してつるような状況になつておりますけれども、先ほども申し上げましたように、あのままの状態でおくつていうのは、やはり不自然でもありますし、庁舎の問題が起きたのはもう過去4年、くすのきホールに建つてつるところから発端でね、あそこはあかんつということから現庁舎に建つてようつということ、村に見合つた財政でやつていこうつということへみんなの意見が集中してきたわけなんです。しかし、そこでこうつ問題が起きたけれども、検討委員会でじっくり議論をしていただくことになつますけれども、簡単にこうせえつというふうにも私自身は言えませんが、やはり役場は若い人も子育て世代の人もみんな役場に相談に来て、気持ちよく利用できる施設にするためにも、前向きつていうのもちよつと苦しいところですが、ぜひ慎重に検討をしていただきますように、これはお願ひして終わらせていただきます。

○田中議長 再答弁を受けまつ。

○関口議員 いや、お願ひしてて、要望にとつということです。

○田中議長 今の要望ですか。

○関口議員 はい。

○田中議長 ここで、10分間休憩いたします。

2時10分から再開いたします。

午後2時00分 休憩

午後2時09分 再開

○田中議長 再開いたします。

6番の質問者、井上議員。

○井上議員 議席番号3番、公明党井上浩一でございます。議長通告に基づきまして、2点質問させていただきます。

1点目として、新しい生活様式に向けた具体策。

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、密を防ぐ新しい生活様式を築くため、地方移住を含めたビジネスや経済活動が動き出しております。今後は新しい生活様式を定着させるための具体的な施策を本村においても推進し、決して後戻りしない自立的な地域社会を構築していく必要があると考えます。国においても新たな日常構築の原動力となるデジタル化への集中投資、また社会実装とその環境整備を進めていくとしており、特に行政のデジタル化は今後1年間で改革期間であると、いわゆる骨太の方針にも示されました。そこで、デジタル化の恩恵を本村に大胆に取り入れ、魅力あるまちづくりと質の高い地域社会を築いていくために、具体的な施策の進捗や見通しについて質問したいと思います。

1つとして、教育分野において3密を防ぎながら、切れ目のない学習環境の提供は重要であります。オンライン学習のための端末や機器の整備など、GIGAスクール構想関連事業等との連携はどうなっているのかを伺いたいと思います。

2つ目に、文化、芸術、スポーツの活動継続に向けた支援についても積極的に推進すべきと考えます。現在の取り組まれている状況と今後の見通しについてお伺いします。

3つ目に、ITの浸透が人々の生活をあらゆる面でよりよき方向に変化させる、いわゆるデジタルトランスフォーメーションにより地域の価値を高めていくことにより、移住や企業誘致を促進すると考えますが、村としての見解を伺いたいと思います。

第2点目の質問としまして、多胎児家庭への支援であります。同時に2人以上の妊娠と出産、育児を担う、いわゆる多胎育児は、心と体への負担は大変大きく、経済的にも大変なのは明らかであります。通常の妊婦さんとは違い、検診についても多くなる傾向があると聞きます。そこで、令和元年6月定例会で質問いたしました、多胎児妊婦の追加検診の公費助成についてですが、近隣市町でも既に実施されております。多胎妊娠についても増加傾向にあり、今後必要性があると考えます。具体的な対応と見通しについて伺いたいと思います。

関連いたしまして質問させていただきます。

以前に質問させていただき、災害時の備蓄品として導入を決めていただいた液体ミルク

なのですが、その後の対応はどのようになっていますでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、森田教育課長。

○森田教育課長 新しい生活様式に向けた具体策の質問要旨①、②について、私のほうから御答弁申し上げます。

まず、要旨①のGIGAスクール構想関連事業につきましては、昨年度に3分の1の児童・生徒用のタブレット端末を整備し、今年度においては、学校内ネットワークの高速化と併せて、残りの児童・生徒用端末の3分の2を整備し、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークの環境整備を進めているところでございます。整備後は、児童・生徒一人一人の課題や目的に応じたインターネットの活用や、双方向の一斉授業も可能となります。今年度は、大阪府や関係機関と連携し、教職員の指導、研修も行いながら、ICT活用の調査研究を進め、学習活動の充実に努めてまいります。

次に、要旨②についてでございますが、教育委員会所管の文化芸術、スポーツに関する各施設においては、新型コロナウイルス感染防止を図りながら、その利用を促進するとともに、関係団体の支援に努めているところでございます。例えば、千早赤阪村文化協会におかれては、昨年度くすのきホールで開催された文化祭を、今年度はウェブ開催する方向で進められており、村教育委員会も後援しているところであり、今後とも新しい生活様式に対応した支援を行ってまいりたいと考えています。

私からは以上でございます。

○田中議長 引き続き、赤阪地域戦略室長。

○赤阪地域戦略室長 次に、質問要旨③につきまして、私のほうから御答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応を通じて、対面でのやり取りを必要としないITを活用した社会の構築が、村民生活の利便性の向上や諸課題の解決だけでなく、緊急時への対応の観点からも重要であることが認識されています。暮らしの中の様々な仕組みや手続のIT化を加速させることで、各種データを活かした施策の立案、促進が可能であります。それにより、地域の価値を高め、様々な課題の解決につながると考えております。今後は国の動向を注視し、村の実情に即したデジタルトランスフォーメーションの促進を図ってまいります。

以上、答弁いたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 御答弁ありがとうございました。再質問としまして、G I G Aスクールのタブレット端末整備において、整備に当たりリース契約ではなく購入とされた理由を伺いたいと思います。また、今後今回のようなコロナウイルス対策において、自宅にて学習ができるようになるのにはどれくらいの期間が必要か。また、今回の2次補正予算で、障害のある児童・生徒のための入出力支援装置整備支援があったのですが、対象にはならなかったのでしょうか、伺いたいと思います。

○田中議長 再答弁を受けます。

森田課長。

○森田教育課長 まず、今回の端末整備につきましては、単年度会計補助のために、本年度に全額予算を計上する必要があります。リース方式では、金利等の後年負担が補助対象外とされているため、購入をいたすものでございます。

それと、次に通信環境についてでございますけれど、各校とも1ギガbpsの高速校内LANの整備を予定しており、各端末からは体育館も含めてWi-Fiにて接続が可能となります。今後、臨時休校等となった場合には、通信環境が整わない家庭も想定されますことから、児童・生徒は学校の様々な教室等に分散してのオンライン授業も可能と考えております。

それと、次に障害のある児童・生徒のための入出力支援装置の支援についてでございますけれど、本村では該当者がいないため申請はいたしておりません。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 すいません、要望でお願いしたいと思います。

今、お答えいただいた件で、通信環境を整備されて、体育館でもWi-Fiが飛ばせるということで、自宅ではなく体育館等に参集いただいて、そこでコロナ対策を取ってされるってことで認識しまして、家庭内に持ち帰ってっていう対応ではないということをお聞きしております。要望としまして、今回のいまだかつてないコロナウイルスによる被害は甚大で、いまだ継続中であります。しかしながら、この事態により明らかにされた現実により、国を挙げてのデジタル化が進もうとしております。技術の進歩により、物語の中にしかなかったことやものが実現しようとしております。本村においても様々な課題はありますが、特に今回の行政における手続等、いろいろ長引いたりして効率の悪さが一般の企業の足を引っ張っているという話も流れております。その中で、私たちの小さな村こそ最新の技術をいち早く取り入れ、少子・高齢化や人口減少対策に取り組むことが必要だ

と考えます。国の政策をフルに活用し、精査しながら大胆に実行していただきたいと思いをします。

以上です。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、西口健康福祉課健康担当課長。

○西口健康福祉課健康担当課長 多胎児家庭への支援について御答弁申し上げます。

現在、村では、母体や胎児の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健診に対して全14回分、最大11万6,840円の費用助成を行っております。しかし、多胎妊娠は様々な点で注意が必要であるため、妊婦健診の回数が増える傾向があります。多胎妊娠の妊婦健診の追加助成については、他市町の取組なども参考に、子育て支援制度全体の中で検討してまいりたいと思っております。現在、住んでいる市町村により助成額や助成内容が異なるなど地域間格差があるため、大阪府には国に対して全国一律の恒久的な制度の確立を働きかけるとともに、市町村が統一的、安全的に事業実施ができるよう大阪府において調整をするよう、町村会を通じて要望してまいります。

また、液体ミルクの導入予定についてですが、乳児用液体ミルクの導入については、今年度において試験的に1人1日当たり4本を、3人分、2日間、計24本を購入し、備蓄しているところでございます。災害時応援協定に基づく品目の追加については、今後早急に協定先と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 液体ミルクに関しましては、既にもう導入していただいて試験段階だということなんですけど、広報等十分していただいて活用されることを望みます。できればそういう事態にならないことが一番だとは思いますが、ありがたく思います。

再質問なんですけど、本年3月に、令和2年度母子保健医療実施要綱案が作成され、多胎妊産婦支援として多胎ピアサポート事業と多胎妊産婦サポーター事業が新設、妊産婦等への育児用品等による支援も新設されました。この事業に対して、現在の村のサポート体制と今後の見通しを伺いたいと思っております。よろしく申し上げます。

○田中議長 再答弁を受けます。

西口担当課長。

○西口健康福祉課健康担当課長 村の多胎児についての状況は、過去5年間を見ますと、出生が1組、乳児期の転入が1組で、数としては少ない状況でございますので、現状の母子保健子育て支援制度の中で支援させていただきたいと考えております。村では妊娠期か



ら担当保健師がつきまして、妊娠、出産、子育て期まで継続した支援を行い、必要に応じてその家族に必要な支援プランを立てまして、コーディネートを行っております。また、日常生活の支援に関しては、既存の子育て支援ヘルパー派遣事業として、1回2時間、10回まで無料でヘルパー派遣できる制度がございますので、多胎妊婦や多胎家庭にも御利用していただくことは可能です。育児用品等の支援に関しては、本年3月より、妊婦に新型コロナウイルス感染症予防のためにマスク20枚の配布等を行うなどしております。今後も小さい村の特性を生かしながら関係機関と連絡調整を行い、多胎児家庭を含めてきめ細かい支援を行っていきたいと考えております。

以上です。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 すいません、要望でお願いしたいと思います。

○田中議長 要望ですか。

○井上議員 はい。

○多胎児妊婦さんについては、全体の1%から2%と数少ないのですか、昨年末に国会においても議論されましたように、人知れず大変な苦勞をされているのに支援が全くなかったと云っていいようなところが現状であります。昨今の新型コロナウイルスによる影響も考え、少しでも負担を軽減できるように、早期実現の対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○井上議員 以上で本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで南本村長より挨拶がございます。

南本村長。

○南本村長 それでは、閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、御提案申し上げた案件につきまして、16日間にわたりそれぞれ慎重に審議を賜り、全ての議案において御承認をいただきましたことにお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

これから秋本番を迎え、本来なら秋祭りをはじめ様々なイベントで村内も活気づくはずでしたが、新型コロナウイルスの影響により、中止や規模縮小など残念な結果となりました。災害はいつ、どこで起きるか分かりません。新型コロナウイルスの対応とともに、災害対策に万全を期すため、10月1日付で新たに危機管理室を設置して対応に当たってまいります。今後とも千早赤阪村の発展のために、職員が一丸となって取り組んでまいりますので、議員の皆様方の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の御

挨拶とさせていただきます。本当に今日はありがとうございました。議長、ありがとうございました。

○田中議長 どうもありがとうございました。

これで本日の会議を閉じ、令和2年第3回千早赤阪村議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでございました。

午後2時28分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議 長 田 中 博 治

議 員 山 形 研 介

議 員 関 口 ほづみ